

令和元年度（2019年度） 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第3期鎌倉市障害者基本計画（平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））
第5期鎌倉市障害福祉サービス計画（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））

～健やかで心豊かに暮らせるまち～
「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち」をめざして



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

令和2年（2020年）11月
鎌倉市

目次

第1章	鎌倉市障害者福祉計画の概要	
1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	2
第2章	障害者の状況	
1	障害者数	3
2	身体障害者の状況	4
3	知的障害者の状況	6
4	精神障害者の状況	7
5	障害児支援の状況	9
6	特別支援教育の状況	10
7	雇用の状況	13
第3章	第3期鎌倉市障害者基本計画	
1	将来目標	17
2	施策の体系	18
3	施策の体系事業一覧	20
4	個別事業の推進状況	
	(1) 安全・安心な生活環境の整備	23
	(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	29
	(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	33
	(4) 福祉・生活支援の充実	37
	(5) 保健・医療の推進	47
	(6) 雇用・就労支援の推進	49
	(7) 子どもへの支援の充実	53

第4章 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・57
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・59
- (3) 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・60
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・61
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・64

2 障害福祉サービス等の実施状況

- (1) 訪問系サービス・・・・・・・・・・66
- (2) 日中活動系サービス・・・・・・・・・・66
- (3) 居住系サービス・・・・・・・・・・71
- (4) 相談支援・・・・・・・・・・72

3 障害児通所支援等の実施状況

- (1) 障害児通所支援・・・・・・・・・・74
- (2) 障害児相談支援・・・・・・・・・・75

4 地域生活支援事業の実施状況

- (1) 必須事業・・・・・・・・・・76
- (2) その他実施する事業（市任意事業）・・・・・・・・・・78

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

- 1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会・・・・・・・・79
- 2 PDCA サイクル・・・・・・・・・・79
- 3 鎌倉市障害者支援協議会・・・・・・・・・・79

鎌倉市障害者福祉計画は、鎌倉市役所のホームページで閲覧できます。

- ・「第3期鎌倉市障害者基本計画」
- ・「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

第1章 鎌倉市障害者福祉計画の概要

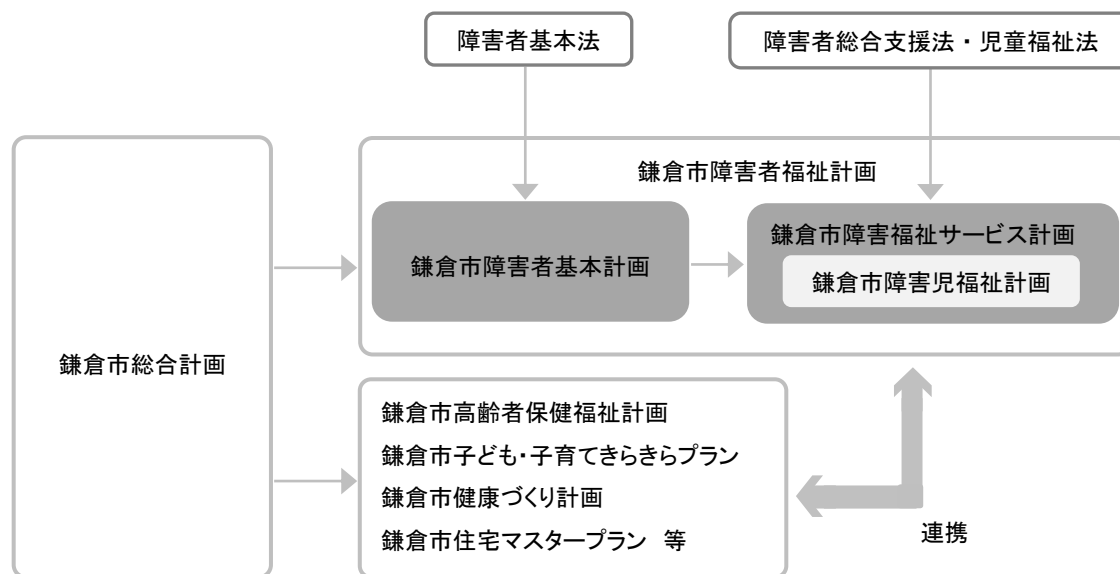
1 計画の位置づけ

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「かながわ障がい者計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労・雇用等、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置づけられます。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援等の施策となっている障害福祉サービスの給付等に関して、具体的な成果目標や見込量等を設定しているものです。

なお、児童福祉法の改正により、平成30年度（2018年度）から障害児福祉計画を定めることとなりました。総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、平成30年度（2018年度）からの「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」に「第1期鎌倉市障害児福祉計画」を含めた形で策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」等、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。



2 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

「第3期鎌倉市障害者基本計画」は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間を計画期間としています。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされており、「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」(第1期鎌倉市障害児福祉計画を含む)は、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの3年間を計画期間としています。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第3期					
鎌倉市 障害福祉サービス計画	第5期					
鎌倉市 障害児福祉計画	第1期					

第2章 障害者の状況

1 障害者数

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

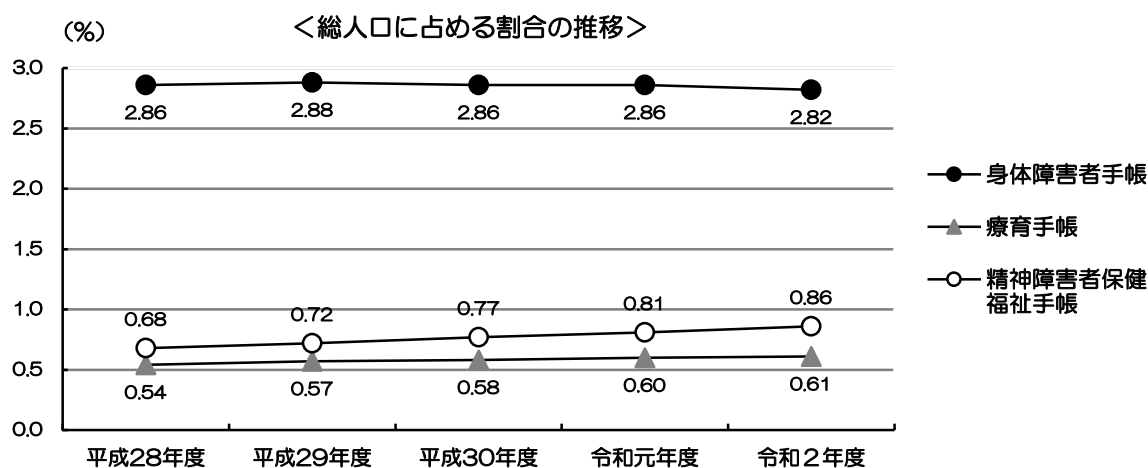
	総人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
平成28年度 (2016年度)	172,755人	4,943人 (2.86%)	933人 (0.54%)	1,186人 (0.68%)	7,062人 (4.09%)
平成29年度 (2017年度)	172,352人	4,974人 (2.88%)	983人 (0.57%)	1,241人 (0.72%)	7,198人 (4.17%)
平成30年度 (2018年度)	172,194人	4,924人 (2.86%)	996人 (0.58%)	1,321人 (0.77%)	7,241人 (4.21%)
令和元年度 (2019年度)	172,321人	4,935人 (2.86%)	1,028人 (0.60%)	1,397人 (0.81%)	7,360人 (4.27%)
令和2年度 (2020年度)	172,493人	4,869人 (2.82%)	1,060人 (0.61%)	1,494人 (0.86%)	7,423人 (4.30%)
上記年度期間の 増減率	▲0.2%	▲1.5%	13.6%	26.0%	5.1%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在

※ () 内の数値は、総人口に対する割合

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各前年度3月31日現在



2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
18歳未満 (構成比率)	96人 (2.0%)	289人 (27.3%)	30人 (2.0%)	415人 (5.6%)
18~39歳 (構成比率)	156人 (3.2%)	421人 (39.7%)	394人 (26.4%)	971人 (13.1%)
40~64歳 (構成比率)	832人 (17.1%)	284人 (26.8%)	891人 (59.6%)	2,007人 (27.0%)
65歳以上 (構成比率)	3,785人 (77.7%)	66人 (6.2%)	179人 (12.0%)	4,030人 (54.3%)
合計 (構成比率)	4,869人 (100.0%)	1,060人 (100.0%)	1,494人 (100.0%)	7,423人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課

令和2年(2020年)4月1日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月31日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19歳以下」「20~39歳」「40~64歳」「65歳以上」

2 身体障害者の状況

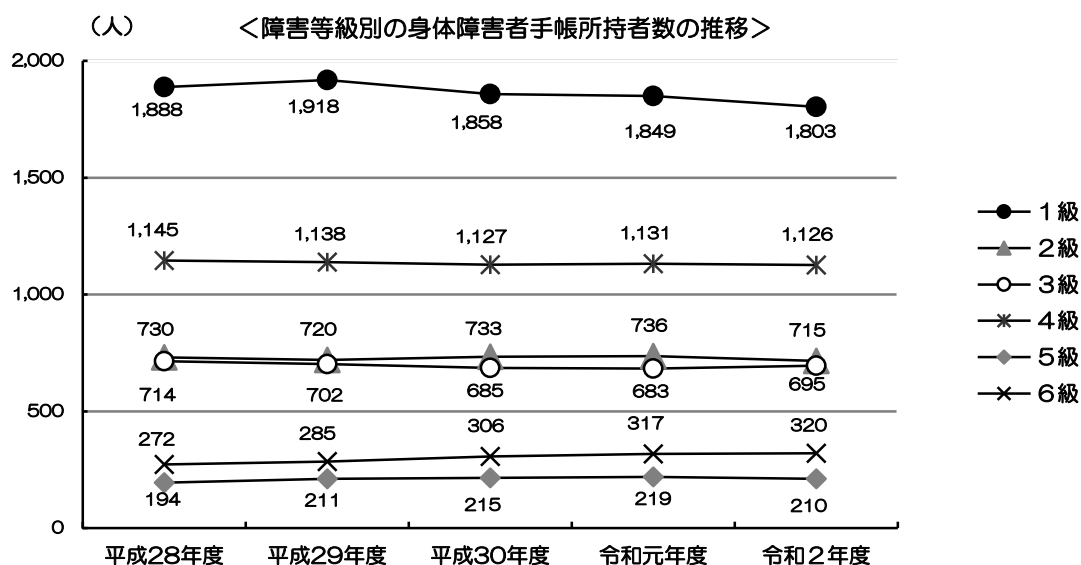
2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	1,888人 (38.2%)	730人 (14.8%)	714人 (14.4%)	1,145人 (23.2%)	194人 (3.9%)	272人 (5.5%)	4,943人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	1,918人 (38.6%)	720人 (14.5%)	702人 (14.1%)	1,138人 (22.9%)	211人 (4.2%)	285人 (5.7%)	4,974人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	1,858人 (37.7%)	733人 (14.9%)	685人 (13.9%)	1,127人 (22.9%)	215人 (4.4%)	306人 (6.2%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	1,849人 (37.5%)	736人 (14.9%)	683人 (13.9%)	1,131人 (22.9%)	219人 (4.4%)	317人 (6.4%)	4,935人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	1,803人 (37.0%)	715人 (14.7%)	695人 (14.3%)	1,126人 (23.1%)	210人 (4.3%)	320人 (6.6%)	4,869人 (100.0%)
前年度比	97.5%	97.1%	101.8%	99.6%	95.9%	100.9%	98.7%
上記年度期間 の増減率	▲4.5%	▲2.1%	▲2.7%	▲1.7%	8.2%	17.6%	▲1.5%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在

※ 1級(重度) ⇔ 6級(軽度)

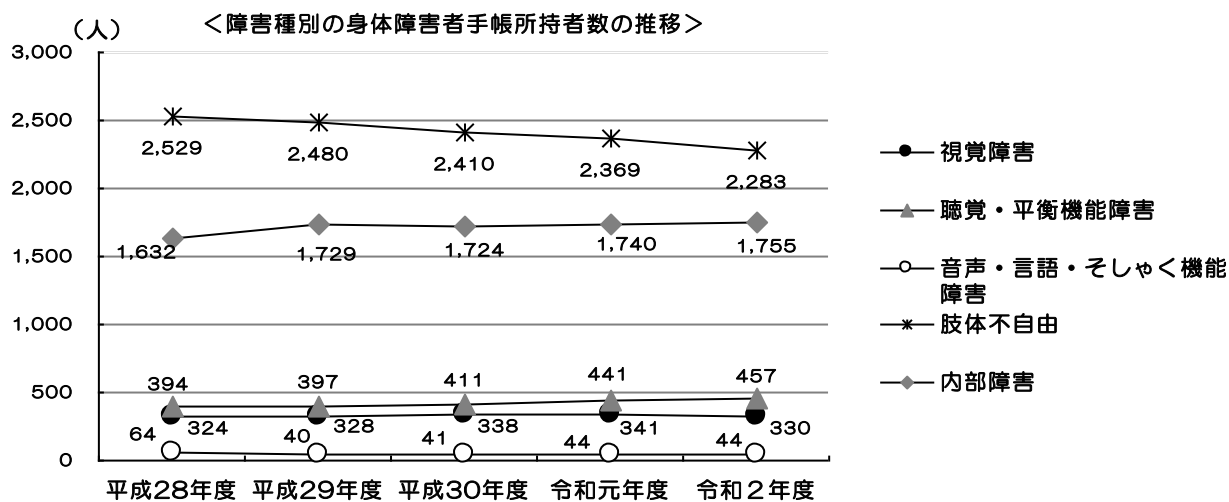


2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	324人 (6.6%)	394人 (8.0%)	64人 (1.3%)	2,529人 (51.2%)	1,632人 (33.0%)	4,943人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	328人 (6.6%)	397人 (8.0%)	40人 (0.8%)	2,480人 (49.8%)	1,729人 (34.8%)	4,974人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	338人 (6.9%)	411人 (8.3%)	41人 (0.8%)	2,410人 (48.9%)	1,724人 (35.0%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	341人 (6.9%)	441人 (8.9%)	44人 (0.9%)	2,369人 (48.0%)	1,740人 (35.3%)	4,935人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	330人 (6.8%)	457人 (9.4%)	44人 (0.9%)	2,283人 (46.9%)	1,755人 (36.0%)	4,869人 (100.0%)
前年度比	96.8%	103.6%	100.0%	96.4%	100.9%	98.7%
上記年度期間の増減率	1.9%	16.0%	4.8%	▲9.7%	7.5%	▲1.5%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在



2-2-3 障害種別・年齢区別の身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満 (構成比率)	6人 (0.1%)	15人 (0.3%)	0人 (0.0%)	59人 (1.2%)	16人 (0.3%)	96人 (1.9%)
18~39歳 (構成比率)	12人 (0.3%)	28人 (0.6%)	1人 (0.0%)	94人 (1.9%)	21人 (0.4%)	156人 (3.2%)
40~64歳 (構成比率)	53人 (1.1%)	57人 (1.2%)	10人 (0.2%)	434人 (8.9%)	278人 (5.7%)	832人 (17.1%)
65歳以上 (構成比率)	259人 (5.3%)	357人 (7.3%)	33人 (0.7%)	1,696人 (34.9%)	1,440人 (29.6%)	3,785人 (77.8%)
合計 (構成比率)	330人 (6.8%)	457人 (9.4%)	44人 (0.9%)	2,283人 (46.9%)	1,755人 (36.0%)	4,869人 (100.0%)

(資料) 障害福祉課

令和2年(2020年)4月1日現在

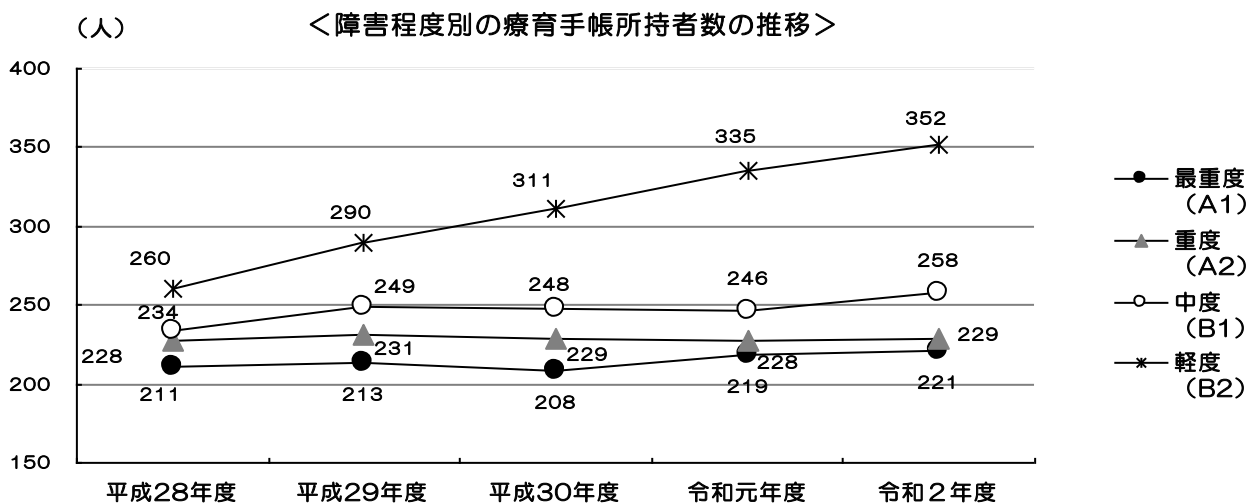
3 知的障害者の状況

2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

	最重度 (A1) IQ20 以下	重度 (A2) IQ21~35	中度 (B1) IQ36~50	軽度 (B2) IQ51 以上	合 計
平成 28 年度 (2016 年度) (構成比率)	211 人 (22.6%)	228 人 (24.4%)	234 人 (25.1%)	260 人 (27.9%)	933 人 (100.0%)
平成 29 年度 (2017 年度) (構成比率)	213 人 (21.7%)	231 人 (23.5%)	249 人 (25.3%)	290 人 (29.5%)	983 人 (100.0%)
平成 30 年度 (2018 年度) (構成比率)	208 人 (20.9%)	229 人 (23.0%)	248 人 (24.9%)	311 人 (31.2%)	996 人 (100.0%)
令和元年度 (2019 年度) (構成比率)	219 人 (21.3%)	228 人 (22.2%)	246 人 (23.9%)	335 人 (32.6%)	1,028 人 (100.0%)
令和 2 年度 (2020 年度) (構成比率)	221 人 (20.9%)	229 人 (21.6%)	258 人 (24.3%)	352 人 (33.2%)	1,060 人 (100.0%)
前年度比	100.9%	100.4%	104.9%	105.1%	103.1%
上記年度期間の 増減率	4.7%	0.4%	10.3%	35.4%	13.6%

(資料) 障害福祉課

各年度 4 月 1 日現在



2-3-2 障害程度別・年齢区別の療育手帳所持者数の状況

	最重度 (A1) IQ20 以下	重度 (A2) IQ21~35	中度 (B1) IQ36~50	軽度 (B2) IQ51 以上	合 計
18 歳未満 (構成比率)	49 人 (4.6%)	48 人 (4.5%)	50 人 (4.7%)	142 人 (13.4%)	289 人 (27.2%)
18~39 歳 (構成比率)	95 人 (9.0%)	81 人 (7.6%)	102 人 (9.6%)	143 人 (13.5%)	421 人 (39.7%)
40~64 歳 (構成比率)	69 人 (6.5%)	80 人 (7.6%)	81 人 (7.6%)	54 人 (5.1%)	284 人 (26.8%)
65 歳以上 (構成比率)	8 人 (0.8%)	20 人 (1.9%)	25 人 (2.4%)	13 人 (1.2%)	66 人 (6.3%)
合 計 (構成比率)	221 人 (20.9%)	229 人 (21.6%)	258 人 (24.3%)	352 人 (33.2%)	1,060 人 (100.0%)

(資料) 障害福祉課

令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日現在

4 精神障害者の状況

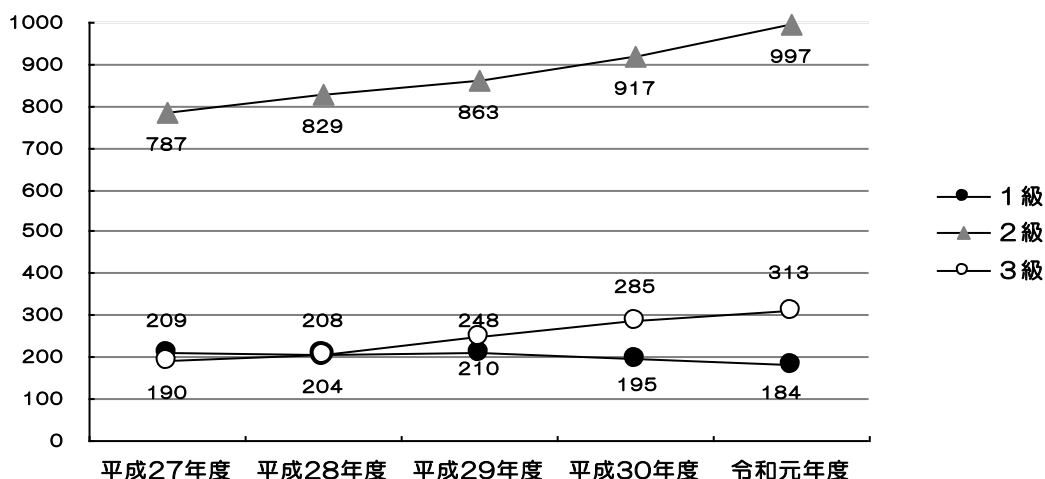
2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	合計
平成27年度 (2015年度) (構成比率)	209人 (17.6%)	787人 (66.4%)	190人 (16.0%)	1,186人 (100.0%)
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	208人 (16.8%)	829人 (66.8%)	204人 (16.4%)	1,241人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	210人 (15.9%)	863人 (65.3%)	248人 (18.8%)	1,321人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	195人 (14.0%)	917人 (65.6%)	285人 (20.4%)	1,397人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	184人 (12.3%)	997人 (66.7%)	313人 (21.0%)	1,494人 (100.0%)
前年度比	94.4%	108.7%	91.1%	106.9%
上記年度期間の 増減率	▲12.0%	26.7%	64.7%	26.0%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月31日現在

(人) <障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



2-4-2 年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19歳以下 (構成比率)	30人 (2.0%)
20~39歳 (構成比率)	394人 (26.4%)
40~64歳 (構成比率)	891人 (59.6%)
65歳以上 (構成比率)	179人 (12.0%)
合計 (構成比率)	1,494人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

令和2年(2020年)3月31日現在

2-4-3 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証認定者数の推移

	自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数
平成 27 年度 (2015 年度)	2,144 人
平成 28 年度 (2016 年度)	2,191 人
平成 29 年度 (2017 年度)	2,294 人
平成 30 年度 (2018 年度)	2,385 人
令和元年度 (2019 年度)	2,469 人
上記年度期間の 増減率	15.2%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター 各年度 3 月 31 日現在

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数の状況

	自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数
19 歳以下 (構成比率)	63 人 (2.6%)
20～39 歳 (構成比率)	596 人 (24.1%)
40～64 歳 (構成比率)	1,496 人 (60.6%)
65 歳以上 (構成比率)	314 人 (12.7%)
合 計 (構成比率)	2,469 人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター 令和 2 年（2020 年）3 月 31 日現在

5 障害児支援の状況

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
平成 29 年度 (2017 年度)	171 件	106 件	79 件	57 回	52 回	28 回	176 件	100 件	68 件
平成 30 年度 (2018 年度)	244 件	100 件	64 件	53 回	36 回	29 回	176 件	76 件	79 件
令和元年度 (2019 年度)	229 件	124 件	69 件	66 回	52 回	28 回	206 件	122 件	75 件

(資料) 発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
平成 29 年度 (2017 年度)	1,264 人	124 人	9.8%
平成 30 年度 (2018 年度)	1,145 人	140 人	12.2%
令和元年度 (2019 年度)	1,157 人	149 人	12.8%

(資料) 発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数(児童発達支援)

	児童発達支援センターあおぞら園(児童発達支援) (基本的生活習慣・情緒・社会性等の発達の援助)
平成 29 年度 (2017 年度)	26 人
平成 30 年度 (2018 年度)	30 人
令和元年度 (2019 年度)	27 人

(資料) 発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

	①リハビリ指導 (転びやすい・手先が不器用 等の感覚運動発達の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が 不明瞭・吃音等の指導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや集団 生活上の心配に対する個別指導 やグループ指導)
平成 29 年度 (2017 年度)	64 人	78 人	46 人
平成 30 年度 (2018 年度)	52 人	98 人	62 人
令和元年度 (2019 年度)	42 人	112 人	79 人

(資料) 発達支援室

2-5-5 幼稚園・保育園等への障害児の通園状況

	私立幼稚園		市立保育園		私立保育園等		合計	
	児童数	施設数	児童数	児童数	児童数	施設数	児童数	施設数
平成 29 年度 (2017 年度)	47 人	15 箇所	34 人	5 箇所	28 人	12 箇所	109 人	32 箇所
平成 30 年度 (2018 年度)	33 人	10 箇所	42 人	5 箇所	29 人	14 箇所	104 人	29 箇所
令和元年度 (2019 年度)	47 人	15 箇所	33 人	10 箇所	48 人	11 箇所	128 人	36 箇所

(資料) 発達支援室、保育課

※ 幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育園児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等

6 特別支援教育の状況

2-6-1 小学校の特別支援学級児童数及び学級数

	平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
知的障害	41 人	10 学級	36 人	10 学級	45 人	12 学級
自閉症・情緒障害	53 人	10 学級	56 人	11 学級	63 人	15 学級
肢体不自由	3 人	1 学級	5 人	1 学級	5 人	1 学級
弱視	1 人	1 学級	1 人	1 学級	0 人	0 学級
病弱・身体虚弱	3 人	1 学級	3 人	1 学級	3 人	1 学級
難聴	1 人	1 学級	1 人	1 学級	2 人	1 学級
合 計	102 人	24 学級	102 人	25 学級	118 人	30 学級

(資料) 教育指導課

令和元年(2019年)5月1日現在

※ 市立小学校全 16 校

2-6-1 参考 令和元年度(2019年度)小学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視	病弱・ 身体虚弱	難聴
第一小学校	6 人	—	—	—	—
第二小学校	6 人	—	—	—	—
御成小学校	16 人	5 人	—	—	—
腰越小学校	6 人	—	—	—	—
西鎌倉小学校	7 人	—	—	—	—
深沢小学校	4 人	—	—	—	—
富士塚小学校	20 人	—	—	—	—
小坂小学校	14 人	—	—	—	—
玉縄小学校	12 人	—	—	—	—
大船小学校	13 人	—	—	3 人	2 人
植木小学校	4 人	—	—	—	—

(資料) 教育指導課

令和元年(2019年)5月1日現在

※ 市立小学校全 16 校

2-6-1 中学校の特別支援学級生徒数及び学級数

	平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
知的障害	20 人	7 学級	20 人	8 学級	22 人	8 学級
自閉症・情緒障害	28 人	7 学級	23 人	7 学級	32 人	9 学級
肢体不自由	4 人	1 学級	5 人	1 学級	3 人	1 学級
弱視	1 人	1 学級	—	—	—	—
合 計	53 人	16 学級	48 人	16 学級	57 人	18 学級

(資料) 教育指導課

令和元年(2019年)5月1日現在

※ 市立中学校全 9 校

2-6-1 参考 令和元年度(2019年度)中学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視
第一中学校	3 人	—	—
第二中学校	4 人	—	—
御成中学校	8 人	3 人	—
腰越中学校	3 人	—	—
深沢中学校	8 人	—	—
手広中学校	12 人	—	—
大船中学校	12 人	—	—
玉縄中学校	13 人	—	—

(資料) 教育指導課

令和元年(2019年)5月1日現在

※ 市立中学校全 9 校

2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数(小学校)

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
	児童数	児童数	児童数
難聴	3 人	2 人	3 人
言語	150 人	155 人	162 人
情緒	62 人	75 人	95 人
合 計	215 人	232 人	260 人

(資料) 教育指導課

令和元年(2019年)5月1日現在

※ 言語・難聴通級指導教室(ことばの教室): 御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

※ 情緒通級指導教室(つどいの教室): 今泉小学校、深沢小学校

2-6-3 特別支援学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）

	小学部	中学部	高等部	合 計
養護学校（知的障害教育部門）	17人	6人	64人	87人
養護学校（肢体不自由教育部門）	9人	2人	8人	19人
ろう学校	2人	2人	2人	6人
盲学校	0人	0人	0人	0人
合 計	28人	10人	74人	112人

（資料）障害福祉課

令和元年（2019年）5月1日現在

※ 神奈川県立鎌倉養護学校、藤沢養護学校、平塚ろう学校、平塚盲学校及び私立聖坂養護学校の児童生徒数

2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況（本市在住のみ）

	就職	神奈川能力開発センター	障害者職業能力開発校	地域活動支援センター	生活介護事業所	自立訓練事業所（機能訓練・生活訓練）	療養介護	就労移行支援事業所	就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所	大学	専攻科	在宅	合 計
平成29年度 （2017年度）	3人	0人	0人	1人	4人	4人	2人	2人	1人	1人	0人	0人	1人	19人
平成30年度 （2018年度）	4人	0人	0人	1人	5人	2人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人	16人
令和元年度 （2019年度）	6人	0人	0人	0人	14人	1人	0人	1人	1人	2人	1人	0人	2人	28人

（資料）障害福祉課

※ 各年度末における神奈川県立鎌倉養護学校、藤沢養護学校及び私立聖坂養護学校の高等部卒業生の進路

7 雇用の状況

【1】ハローワーク藤沢管内の状況

2-7-1 ハローワーク藤沢管内の人口

	人口	構成比率
鎌倉市	172,071 人	19.2%
藤沢市	434,752 人	48.5%
茅ヶ崎市	241,854 人	27.0%
寒川町	48,400 人	5.3%
合 計	897,077 人	100.0%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和2年(2020年)3月1日現在

2-7-2 雇用状況

(企業全体の常用労働者数が45.5人以上の事業主から、報告を求め、集計作成したもの)

		ハローワーク藤沢(現所管)
企業数		355 箇所
常用雇用労働者数		63,367.5 人
常用雇用障害者数		1,254.5 人
実雇用率	平成29年度 (2017年度)	1.86%
	平成30年度 (2018年度)	1.93%
	令和元年度 (2019年度)	1.98%
雇用率達成企業割合	平成29年度 (2017年度)	50.6%
	平成30年度 (2018年度)	44.9%
	令和元年度 (2019年度)	44.9%

※ 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。
重度障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5人として算定。

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和元年(2019年)6月1日現在

2-7-3 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

	新規求職申込件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
平成29年度 (2017年度)	277 件	168 件	528 件	54 件	1,027 件
平成30年度 (2018年度)	299 件	172 件	488 件	38 件	997 件
令和元年度 (2019年度)	220 件	154 件	442 件	45 件	861 件
前年度比	73.5%	89.5%	90.5%	118.4%	86.3%

	就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
平成29年度 (2017年度)	76 件	68 件	169 件	14 件	327 件
平成30年度 (2018年度)	83 件	90 件	210 件	11 件	394 件
令和元年度 (2019年度)	65 件	83 件	180 件	10 件	338 件
前年度比	78.3%	92.2%	85.7%	90.9%	85.7%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和元年(2019年)6月1日現在

【2】鎌倉市の取組状況

- 鎌倉市障害者二千人雇用事業の状況 (資料) 障害福祉課
 [関連: 46・47 ページ 個別事業の推進状況 (6) ②「障害者雇用の推進」]

就労者数の定義 ・鎌倉市内の事業所において就労している障害者 ・鎌倉市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者 ※ 就労の形態、雇用契約の有無は問わない。

1 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	—	—	1,411人
平成30年度 (2018年度)	624人	844人	1,468人
令和元年度 (2019年度)	680人	849人	1,529人

令和2年(2020年)3月31日現在

※福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分277人を含む。

2 令和元年度(2019年度)鎌倉市障害者二千人雇用センターの状況

(1) 相談・支援件数

		電話相談	来所相談	メール 相談	同行・訪問 支援	その他 (※)	合計
		令和元年度 (2019年度)	新規	58件	39件	0件	0件
	継続	884件	473件	79件	368件	8件	1,812件

※ その他の支援内容: Fax送付、書類及び手紙送付、外部での面談

(2) 登録者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他	合計
	重度	軽度	重度	軽度					
令和元年度 (2019年度)	10人	1人	12人	1人	43人	1人	1人	10人	79人

※その他の登録者: 診断のみ、自立支援医療のみ、障害者手帳申請中

(3) 一般就労者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他	合計
	重度	軽度	重度	軽度					
令和元年度 (2019年度)	4人	0人	5人	0人	12人	1人	0人	1人	23人

※その他の登録者: 診断のみ

(4) 職場定着支援の実施状況

ア 職場定着支援の実施件数 674件 (※ 同一人物に対し、複数回実施含む。)

※平成30年度は職場訪問支援の実施件数のみを計上していましたが、令和元年度は電話相談等その他の支援も含めた実施件数となっています。

イ 障害別職場定着支援実施人数

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	合計
	重度	軽度	重度	軽度				
令和元年度 (2019年度)	22人	0人	200人	0人	431人	21人	0人	674人

(5) 企業等に対する支援の実施状況

ア 相談・支援件数（手段別）

	訪問・同行	来所	電話	メール	合計
令和元年度 (2019年度)	217件	14件	258件	18件	507件

イ 相談・支援件数（相談者別）

	企業	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労移行支援	その他	合計
令和元年度 (2019年度)	389件	38件	36件	31件	14件	508件

●ワークステーションかまぐら[®]の状況（資料）障害福祉課

[関連：48・49ページ 個別事業の推進状況(6)②「市職員の障害者雇用の推進」]

1 ワークステーションかまぐら会計年度事務職員の状況

	精神障害	知的障害	合計
令和元年度 (2019年度)	5人	3人	8人

2 障害者就業支援員の状況

就業支援員 4人（再任用職員 1、会計年度職員 3）

※会計年度職員は、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士が各 1名

3 ワークステーションかまぐらへの依頼作業の状況

(1) 依頼の状況

庁内 44 課等から 518 件

(2) 依頼作業の種別

種別	合計	割合	種別	合計	割合
紙折り	88件	10.0%	並べ替え	81件	9.2%
印刷	68件	7.7%	集配	5件	0.6%
押印	86件	9.7%	会場準備	7件	0.8%
仕分け	126件	14.3%	その他	3件	0.3%
シール貼り	61件	6.9%	マイク渡し	9件	1.0%
帳合い	48件	5.4%	読み合わせ	8件	0.9%
封入・封かん	69件	7.8%	伝票等帰入	17件	1.9%
データ入力	82件	9.3%	文書入力	5件	0.6%
ホチキス止め、はずし	15件	1.7%	スキャナー読み込み	46件	5.2%
ライン引き	22件	2.5%	カメラ撮影	2件	0.2%
切り取り線入れ	3件	0.3%	書類移し替え	14件	1.6%
裁断	18件	2.0%	合計	883件	100%

※その他は文書廃棄、色塗り、ネットラップ[®]作成です。

4 障害者二千人雇用センターとの連携の状況

ワークステーションかまくらで職務経験を積んだのち、ワークステーションかまくら事務嘱託員が一般企業等での就業が円滑に行えるように、障害者二千人雇用センターと定期的な処遇会議を開催した。

第3章 第3期鎌倉市障害者基本計画

1 将来目標

**障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち**

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とし、この将来都市像の実現に向けた将来目標の1つを「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、その方向を「健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」としています。この方向性は、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」と定めています。

以上のことを踏まえ、第3期鎌倉市障害者基本計画では、第2期計画を引き継ぎ「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標として定めています。



2 施策の体系

将来目標の実現に向け、基本的視点を踏まえながら、7つの分野を柱として、様々な施策を実施、推進していきます。

第3次鎌倉市総合計画、将来目標
第4章

「健やかで心豊かに
暮らせるまち」

将来目標

障害のある人もない人も、

将来目標実現に向けての基本的視点

- (1) 地域社会における共生
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

重点課題

- (1) 共生社会実現に向けた取組
→施策分野3
- (2) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進
→施策分野1、2
- (3) 地域での生活を支援する体制の充実
→施策分野4、5、7
- (4) 働く場の充実と就労支援の推進
→施策分野6

1 安全・安心な生活環境の整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの推進
- (2) 災害時・緊急時対策の推進
- (3) 住宅入居の支援

2 情報提供・意思疎通支援の充実

- (1) 配慮のある情報提供の推進
- (2) 意思疎通支援の充実

だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



(2) 差別の禁止

(4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

4 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

(2) 生活支援の充実

(3) 日中活動支援の充実

5 保健・医療の推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 医療サービスの給付

6 雇用・就労支援の推進

(1) 継続的な就労支援の推進

(2) 多様な雇用の促進

7 子どもへの支援の充実

(1) 早期発見、早期療育の推進

(2) 障害特性に応じた保育、教育の充実

3 施策の体系事業一覧

(1) 安全・安心な生活環境の整備	
①	バリアフリーのまちづくりの推進
	共生の意識形成のための周知・啓発
	重度障害者住宅設備改造工事費の助成
	公衆トイレのユニバーサルデザイン化
	ノンステップバス購入費の補助
	駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進
	歩道段差切下げ事業の推進
②	災害時・緊急時対策の推進
	災害時における要支援者の登録
	防災・安全情報メール配信サービス
	災害時における要援護者の緊急受け入れ体制の整備
	緊急時あんしんカードの配付
	災害時用ストーマ装具の保管
	Eメール 119 番通報システム
	新規 NET 119 緊急通報システム
	ファックス 119 番通報
	避難マップ等の配布
③	住宅入居の支援
	グループホームの整備
	高齢者、障害者向けの市営住宅の確保
	鎌倉市居住支援協議会
	住宅入居等の支援
	グループホーム入居者への家賃助成
(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	
①	配慮のある情報提供の推進
	声の広報・広報点字版の作成
	ホームページの音声読み上げ等の対応
	市民便利帳の SP コード版の作成
	発行物の点字化、音声化
	「福祉の手引」の発行
	図書の郵送貸出し
	録音・点字図書の貸出し
	音声コード読み上げ装置や活字文書読み上げ装置の設置
	サビエ図書館のサービスの一部（相互貸借）加入の検討

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	
②	意思疎通支援の充実
	手話通訳者の設置
	手話通訳者、要約筆記者の派遣
	手話講習会の開催
	要約筆記講習会の開催
	失語症等成人中途言語障害者への支援
	(仮称) 視聴覚障害者等の情報取得及び意思疎通に係る条例
(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
①	障害を理由とする差別の解消の推進
	発達障害等理解・啓発講演会
	精神保健福祉講演会
	ヘルプマークの普及
	ふれあいフェスティバルの開催
	横須賀三浦地区ふれあい広場の開催
	精神保健福祉セミナーの開催
	学校における福祉教育の推進
	障害者差別解消法の普及啓発
	市職員対応要領の周知研修
②	権利擁護の推進、虐待の防止
	成年後見センターの運営
	成年後見制度の利用支援
	成年後見制度連絡会
	障害者虐待防止センターの運営
	第三者機関による苦情解決体制の整備
	虐待防止の周知啓発

(4) 福祉・生活支援の充実	
①相談支援の充実	
相談支援の充実	
民生委員・児童委員による相談・支援	
障害福祉相談員による相談・支援	
基幹相談支援センターの運営	
鎌倉市障害者支援協議会	
各種事業所連絡会	
②生活支援の充実	
在宅生活の支援	
短期入所サービスの充実	
訪問入浴サービスの実施	
障害福祉サービス利用者負担の軽減	
補装具費の支給と自己負担額の助成	
日常生活用具の給付	
障害者福祉手当（市）の支給	
特別障害者手当（国）の支給	
障害児福祉手当（国）の支給	
在宅重度障害者等手当（県）の支給	
外国籍障害者等福祉給付金の支給	
障害基礎年金の受付	
特別障害給付金の受付	
ファミリーサポートセンターの運営	
特別児童扶養手当の支給	
声かけふれあい収集	
有料袋（指定収集袋）の減免	
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	
水道料金、下水道使用料の減免	
地域移行の推進	
地域生活支援拠点の整備	

(4) 福祉・生活支援の充実	
③日中活動支援の充実	
日中活動の支援	
地域活動支援センター事業の実施	
施設通所交通費の支給	
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	
障害者団体への支援	
自動車改造費の助成	
下肢等障害者自動車運転訓練費の助成	
地域福祉活動による支援の推進	
障害者スポーツの普及	

(5) 保健・医療の推進	
①健康づくりの推進	障害者施設訪問歯科検診 家庭訪問 乳幼児健康診査・育児教室・健康相談 障害者歯科診療
②医療サービスの給付	自立支援医療（精神通院医療） 自立支援医療（更生医療） 自立支援医療（育成医療） 障害者医療費の助成 相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくらの配布
(6) 雇用・就労支援の推進	
①継続的な就労支援の推進	就労移行支援の利用推進 就労支援の推進 庁内就労体験実習の推進 仕事応援ガイドブックの配布
②多様な雇用の促進	障害者雇用の推進 障害者雇用奨励金の交付 障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議 鎌倉ふれあいショップの開催 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 障害者就職面接会 障害者法定雇用率未達成事業所訪問 市職員の障害者雇用の推進 総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点

(7) 子どもへの支援の充実	
①早期発見、早期療育の推進	5歳児すこやか相談の実施 発達相談 発達支援システムネットワーク 発達支援指導 児童発達支援センターにおける支援の実施 サポートファイルの活用 発達支援サポートシステムの推進 障害児通所支援事業所情報ブックの配布 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助
②障害特性に応じた保育、教育の充実	障害児保育の推進 障害児の子どもの家への受入れ 巡回相談事業 保育所等訪問支援 特別支援保育運営費補助金の交付 特別支援教育の推進 特別支援学級の充実 就学相談 学級介助員の配置及び学級支援員の派遣 スクールアシスタントの配置 特別支援教育巡回相談員 言語・難聴通級指導教室（ことばの教室） 機能訓練 情緒通級指導教室 教育相談体制の充実

4 個別事業の推進状況

(1) 安全・安心な生活環境の整備

①バリアフリーのまちづくりの推進

事業名称	所管課等	事業内容
共生の意識形成のための 周知・啓発	地域共生課	共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報誌、講演会等を通じて周知・啓発を行います。
重度障害者住宅設備改造工事費 の助成	障害福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレ等住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。
公衆トイレのユニバーサル デザイン化	観光課	観光課が所管する公衆トイレ34箇所について、順次ユニバーサルデザイン化を進め、身体障害者を含め多くの方が利用しやすいトイレを整備します。
ノンステップバス購入費の補助	交通政策課	路線バス事業者が、バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の購入費の一部補助やノンステップバス導入計画策定に協力します。
駅及び駅周辺における重点地区の バリアフリー化の推進	交通政策課 道路課 市街地整備課	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。
歩道段差切下げ事業の推進	道路課	バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。

【個別事業の推進状況について】

事業内容に応じ、関連各課及び外部の関係機関に照会を行いました。
 なお、現状に合わせて、事業名称や事業内容を一部、追加・訂正・削除
 しています。

【事業の方向性について】

3つの方向性で示しています。
 ・（事業の）拡大・前進
 ・（事業の）継続/継続（見直し）
 ・ 事業完了

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<p>条例説明パンフレットの作成 【市民向け研修等】 地域共生社会研修会 （令和元年（2019年）5月8日（水）、71人） 共生のまちづくり連続講座 第1回 コミュニティパーソン （令和元年（2019年）6月27日（木）、51人） 第2回 福祉とアート （令和元年（2019年）7月26日（金）、49人） 第3回 居場所づくり （令和元年（2019年）9月27日（金）、39人） 第4回 伴走型支援 （令和元年（2019年）11月21日（木）、34人） 第5回 地域共生社会 （令和2年（2020年）1月31日（金）、40人） 共生カフェ実施 （令和元年（2019年）8月26日（月）、8人） 【学校向け研修等】 校長会・教頭会での説明実施 特別支援教育研修会 （令和元年（2019年）11月15日（金）、60人） 【市職員向け研修等】 新採用職員追研修 （令和元年（2019年）10月18日（金）、43人） 係長級研修 （令和元年（2019年）11月5日（火）、69人） 中堅主事研修 （令和元年（2019年）11月2日（土）、27人）</p>	<p>研修・講演会等の内容が一般的なものであったため、今後は福祉関係者を想定したのも追加することにより、共生意識の更なる形成を図る。</p>	<p>継続</p>
<p>助成件数：12件 決算額：7,171千円</p>	<p>補助金額増額傾向に対する制度維持のための検討が必要。</p>	<p>継続</p>
<p>実績なし。</p>	<p>直近では大規模な改修は予定していないが、一部維持修繕を行うこととする。</p>	<p>縮小・廃止・見直し</p>
<p>バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の導入計画策定について、路線バス事業者から市に対して相談はなかった。</p>	<p>鎌倉市の財政状況から、購入費の一部補助が困難な状況である。</p>	<p>継続</p>
<p>・鎌倉駅西口駅前広場を整備し、歩道と広場の段差を解消し、ゆったりとした歩行者空間の確保するように整備を進めた。 （令和2年（2020年）4月末竣工） ・バリアフリー化未実施駅の一つである、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。 ・深沢支所に到る道路に視覚障害者誘導用ブロックを整備した。</p>		<p>継続</p>
<p>歩道段差切下げ事業：10箇所 決算額：7,357千円</p>		<p>継続</p>

②災害時・緊急時対策の推進

事業名称	所管課等	事業内容
災害時における要支援者の登録	総合防災課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとなる様、避難行動要支援者名簿の作成や同名簿への登録を推進し、障害者等の要支援者に情報提供や避難誘導等の支援が行き渡りやすい環境整備を行います。
防災・安全情報メール配信サービス	総合防災課	災害情報や防犯情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信するサービスを行います。
災害時における要援護者の緊急受け入れ体制の整備	福祉総務課	災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊急受け入れするため、施設と協定を締結し、緊急受け入れ体制を推進します。
緊急時あんしんカードの配付	障害福祉課	緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬等の情報が記載でき、障害者が常時携帯することで、緊急時及び災害時の迅速な対応ができるように、障害者手帳に入る大きさのカードを作成し、配付します。
災害時用ストーマ装具の保管	障害福祉課	災害時に備え、オストメイトで保管希望者のストーマ装具を市の施設で保管します。
Eメール119番通報システム	消防本部 指令情報課	鎌倉市内に在住で、聴覚・言語等に障害のある方は、携帯やパソコン等のEメールアドレスを登録することにより、Eメールで119番通報することが可能となります。このシステムの周知を図り推進します。
【新規】 (令和元年度(2019年度)～) NET119緊急通報システム	消防本部 指令情報課	聴覚・言語等に障害があり音声による通報が困難な方への新たな119番通報サービスです。
ファックス119番通報	消防本部 指令情報課	聴覚・言語等の障害者のために、ファックスによる119番通報を受け付けています。指定の用紙に記入し、119番(局番なし)でファックスを送信することで、消防車や救急車等の要請が行えます。
避難マップ等の配布	障害福祉課	地域災害弱者防災支援会議等で作成している「避難マップ」等、災害時に役立つ情報について広く配布し、周知を図ります。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)に新たに要支援者の対象となった3,068人に名簿への掲載に係る意向確認調査を実施した。 自治会町内会122組織に名簿情報の提供を行った。 警察、消防、民生委員児童委員協議会へ名簿情報の提供を行った。 避難行動要支援者対象者数(45,561人) 避難行動要支援者登録者数(10,679人) 	名簿の未受理自治会町内会に対する働きかけ。	継続
防災安全情報提供システム及び自動メール配信サービス(瞬時に気象庁からの情報を配信するシステム)により、メール配信登録アドレス(29,632件)宛にメール配信を行った。	未登録者への周知。	継続
市内5施設(鎌倉清和園・障害者支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめき・鎌倉薫風)との協定を継続。	災害時を想定した、具体的なシミュレーションを行い、各施設と認識を共有することが必要。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 新規の障害者手帳取得者に配布し、要望に応じ、市内の施設、地域活動支援センター、団体等にも配布した。 希望者には窓口で配布し、カードの普及、活用の促進に努めた。 	カードの周知、配布方法等の検討が必要。	継続
6件		継続
<ul style="list-style-type: none"> 通報：0件 新規登録者：0人 障害者手帳を所持していなくても、消防長が認めた者は登録可能。 	<p>広報かまくらに掲載等あらゆる機会を捉えて周知を図る。</p> <p>なお、NET119緊急通報システムを令和2年(2020年)1月20日(月)から運用開始したため、既存の登録者がNET119緊急通報システムへスムーズに移行できるよう周知を図る。</p>	継続
<ul style="list-style-type: none"> 通報：0件 新規登録者 6人 障害者手帳を所持していなくても、消防長が認めた者は登録可能。 	<p>総務省消防庁からの通知に伴い、NET119緊急通報システムを令和2年(2020年)1月20日(月)から運用開始し、既存のEメール119番通報システム登録者に対し、周知を図る。併せて広報かまくらに掲載等あらゆる機会を捉えて周知を図る。</p>	継続
<ul style="list-style-type: none"> 通報：0件 	広報かまくらへの掲載や市民向け救急講習の場等あらゆる機会を捉えて周知を図る。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 「避難マップ」を窓口等で配布した。 地域災害弱者防災支援会議と共催で、市民向け講演会「要支援者の避難パート6」を令和2年(2020年)3月14日(土)に開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。 		継続

③住宅入居の支援

事業名称	所管課等	事業内容
グループホームの整備	障害福祉課	地域における障害者の自立した生活の場、親亡き後の障害者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を推進します。
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	住宅課	高齢者世帯や障害者世帯向けの市営住宅を確保し、高齢者や障害者への住宅供給を行っています。
鎌倉市居住支援協議会活動支援	住宅課	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を行います。
住宅入居等の支援	障害福祉課	施設から地域への移行時等に住宅への入居を支援します。
グループホーム入居者への家賃助成	障害福祉課	グループホーム利用者へ家賃の助成を行います。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<p>・補助金交付件数：1件（整備費初度調弁）</p>	<p>身体障害者、重度障害者の受け入れ可能なグループホームが不足している。</p>	<p>継続</p>
<p>高齢者世帯向け住宅を125戸、障害者世帯向け住宅を7戸、計132戸の借上住宅を確保している。</p>	<p>令和元年度に障害者世帯向け住宅を募集したものの応募者がいなかった。</p>	<p>継続</p>
<p>住宅確保要配慮者を対象とした相談窓口を開設した他、不動産店向けに福祉の取組に関する研修会を開催し、福祉関係団体、生活支援団体等向けに賃貸住宅を探すうえで配慮すべき点について研修会を開催した。</p>	<p>異なる業種の事業者等が、相互理解に至るまでに時間を要する。</p>	<p>継続</p>
<p>支援実績：1件</p>		<p>継続</p>
<p>対象者数：120人 決算額：10,689千円</p>		<p>継続</p>

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

①配慮のある情報提供の推進

事業名称	所管課等	事業内容
声の広報・広報点字版の作成	広報広聴課	視覚障害者に声の広報・広報点字版の作成をしています。広報広聴課へ登録することで、広報を録音したテープ・デジター版や点字版を郵送します。
ホームページの音声読み上げ等の対応	広報広聴課	市のホームページを、音声読み上げ、文字の拡縮、コントラストの設定等に対応できるものにします。
市民便利帳のSPコード版の作成	広報広聴課	視覚障害者から要望があった場合に、SPコード版の作成を行います。
発行物の点字化、音声化	障害福祉課	障害者福祉計画等の重要な情報について、点字版や音声版を作成します。
「福祉の手引」の発行	障害福祉課	障害者のための様々な制度やサービス、施設や関係機関及び当事者団体等の紹介を行う「福祉の手引」を作成し、配布します。また、視覚障害者向けに点字版や音声版（デジター版）を作成し、貸し出し等を行います。
図書の郵送貸出し	中央図書館	図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで要件に該当する方に、郵送による図書等の貸出しを行います。
録音・点字図書の貸出し	中央図書館	視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵する録音図書又は点字図書の目録により、希望の録音図書（カセットテープ・CD・デジター）・点字図書を無料で郵送貸出しします。
音声コード読上げ装置や活字文書読上げ装置の設置	中央図書館	視覚障害者のための情報支援である音声コード（SPコード）の読み上げ装置や活字を読み上げる装置の窓口設置を行います。
サピエ図書館のサービスの一部（相互貸借）加入の検討	中央図書館	視覚障害者のためのインターネット上の図書館のサービスの一部（相互貸借）加入を検討します。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
テープ・デージー版：25人 点字版：5人 585千円	テープ版の録音のための機器が老朽化しており、できるだけすみやかにデージー版への移行が必要。	継続
引き続き、ホームページの広報がまぐらの掲載について、音声読み上げソフトに対応させるため、PDF版だけでなくHTML版も掲載した。	ホームページを更新している課によってアクセシビリティへの意識の違いがある。操作研修等を通じて意識の統一が必要。	継続
実績なし。	次回の作成に向け、幅広く音声対応の方法を検討していく。	縮小・廃止・見直し
・鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の点字版作成 ・福祉の手引点字版、音声版作成	広く情報提供をしていくため、左記以外の情報（通知文等）について、点字版や音声版の作成の検討。	継続
随時更新 点字版、音声版作成		継続
登録者：28人		継続
登録者：40人		継続
（中央図書館） よむべえ1台、拡大読書器1台、貸出用プレクストーク2台、 活字文書読み上げ装置（テルミー）1台設置		継続
（中央図書館） サビエ図書館加入2年目 相互貸借：91件		継続

②意思疎通支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
手話通訳者の設置	障害福祉課	聴覚障害者の市の手続き等の支援のために、障害福祉課の窓口 に、手話通訳者を設置します。
手話通訳者、要約筆記者の派遣	障害福祉課	聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活等の相談のため、手話 通訳者及び要約筆記者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者 の情報保障を図ります。
手話講習会の開催	障害福祉課	市民に、聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者の情報保障を 担うための手話通訳者の養成を目指して、入門・基礎・中級・ 上級の講習会を実施します。
要約筆記講習会の開催	障害福祉課	主に、中途失聴者・難聴者への理解や情報保障を担うため、手 書きやパソコンによる要約筆記者の養成講習会を実施します。
失語症等成人中途言語障害者 への支援	障害福祉課	失語症による中途障害への理解のための失語症基礎講座の開催 や、グループ訓練会、言語聴覚士の派遣事業等を行います。
(仮称) 視聴覚障害者等の情報取得及び意 思疎通に係る条例	障害福祉課	すべての障害者への意思疎通支援が可能となる「(仮称) 障害 者の情報・コミュニケーションにかかる条例」を制定します。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
設置日数：241日		継続
手話通訳者派遣回数：326回 要約筆記者派遣回数：46回		継続
入門・基礎編 全40回 受講者20人 中級 全15回 受講者16人 上級 全15回 受講者4人		継続
全9回 受講者3人		継続
失語症者支援を知る講座受講者：36人 グループ活動毎月実施（但し、3月は中止） 言語聴覚士派遣4回、和楽会支援5回		継続
次年度作業に向けた、他市の制定状況等の調査実施。		拡大・前進

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

①障害を理由とする差別の解消の推進

事業名称	所管課等	事業内容
発達障害等理解・啓発講演会	発達支援室	子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催を通して、市民への理解・啓発に努めます。
精神保健福祉講演会	障害福祉課	精神障害者への理解を深めるため、市民向けに講演会を開催し普及啓発を図ります。
ヘルプマークの普及	神奈川県 障害福祉課	県で作成しているヘルプマークを窓口で配布し、普及を推進します。
ふれあいフェスティバルの開催	障害福祉課	毎年の「障害者週間（12/3～12/9）」に合わせて、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者を理解するイベントを開催します。また、障害者団体等の活動内容等のパネル等を地下道ギャラリーに展示します。
横須賀三浦地区ふれあい広場の開催	障害福祉課	横須賀三浦地区の知的障害児者と家族や施設、関係団体等が地域と親睦を深め、障害者への理解の促進と交流を進めます。
精神保健福祉セミナーの開催	障害福祉課	専門職による講義と地域の事業所での体験実習を通じて、市民が精神障害者を取り巻く環境を理解し、共に生きる地域社会作りを目指します。
学校における福祉教育の推進	教育指導課	児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、障害者への理解を深める指導を行います。
障害者差別解消法の普及啓発	障害福祉課	市民、事業者等へ障害者差別解消法の普及を行い、障害者の権利擁護を推進します。また、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。
市職員対応要領の周知研修	職員課 障害福祉課	市職員へ市職員対応要領の周知研修を行い、適切な対応を行います。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
年間4回実施：計244人が参加。		継続
開催日時：令和2年（2020年）1月18日（土） 14時～16時30分 場所：葉山町福祉文化会館ホール 内容：「精神保健についての映画上映と講演」 参加者：45人	開催についての更なる周知を図る。	継続
ヘルプマークを障害福祉課や支所等にて配布。		継続
令和元年（2019年）12月6日（金）13時～15時30分 参加者数延240人		継続
開催日時：令和元年（2019年）11月9日（土） 場所：横須賀市総合福祉会館 参加者：460人		継続
開催日時： 令和元年（2019年）9月25日（水）～12月18日（水） 講義：全7回 受講者数：15人 修了者数：11人		継続
各小、中学校で実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・体験を通して学習していくことは大切であるが、そこからどう地域福祉に繋げていくかが課題。 ・地域の団体（自治町内会、民生委員、福祉施設）と学校の連携。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・市が作成した障害者差別解消法のリーフレットを窓口配架、イベント等で配布。 ・障害理解のためのパンフレット「みんなが笑顔になるために」を窓口配架。 ・障害理解のための啓発講演会実施（令和元（2019年）年11月9日（土） 深沢学習センター）。 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会を設置、2回開催。 	障害者差別解消法についての周知、啓発の継続。	継続
1～2級職員62人に対し、研修を実施した。 （新採用職員研修、実務基本研修）		継続

②権利擁護の推進、虐待の防止

事業名称	所管課等	事業内容
成年後見センターの運営	高齢者いきいき課 障害福祉課	専門職による成年後見制度の利用に関わる相談や、成年後見制度の市民への啓発事業等を行う成年後見センターを運営します。
成年後見制度の利用支援	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度利用時の手数料等を助成します。
成年後見制度連絡会	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度に関わる相談機関と専門職等で構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を実施し、相談対応および利用支援のための情報共有と連携を図ります。
障害者虐待防止センターの運営	障害福祉課	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応等を行います。
第三者機関による苦情解決体制の整備	発達支援室	あおぞら園における、福祉サービスに関する苦情について、第三者機関を設置して対応します。
虐待防止の周知啓発	こども相談課 高齢者いきいき課 障害福祉課	児童、高齢者、障害者の虐待防止のため、児童虐待防止推進月間等を利用して、周知啓発を行います。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
鎌倉市成年後見センターの運営を社会福祉協議会へ委託した。 ・相談件数（利用支援事業）：275件 ・相談件数（専門相談事業）：31件 ・講演会・研修会開催回数（普及啓発事業）：10回（266人参加）	成年後見センターの存在を知らない等、周知が不足している。	継続
鎌倉市成年後見制度利用支援事業助成金 ：10件（高齢者：4件・障害者：6件）	申請件数が少ないことから、更なる周知が必要。	継続
開催なし。	開催方法、運営等の検討が必要	継続
虐待通報件数：4件		継続
苦情申し出：0件	利用者への更なる制度周知が必要。	継続
11月の児童虐待防止推進月間に以下の事業を実施。 ・庁内ロビーにて、児童、高齢者、障害者の3虐待防止の啓発ブースを設置した。 ・玉縄祭りに、児童、高齢者、障害者の3虐待防止の啓発ブースを設置。所管の職員も参加し、来場者に虐待防止や共生社会についての周知啓発を図った。 包括支援センター職員向けに研修等を行った。	・3虐待合同の啓発活動における来場者に対する説明の難しさ。 ・展示スペースの狭さと啓発パネルの展示、チラシ配架場所等の工夫。 ・更なる普及啓発が必要。	継続

(4) 福祉・生活支援の充実

①相談支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
相談支援の充実	障害福祉課	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携を図り、地域での相談支援のネットワークを強化し、地域における障害者の個々の状況に応じた支援を行います。
民生委員・児童委員による相談・支援	生活福祉課	民生委員・児童委員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。
障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	鎌倉市障害福祉相談員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。
基幹相談支援センターの運営	障害福祉課	地域の障害者相談支援の中核となり、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専門支援員の育成及び鎌倉市障害者支援協議会の事務局運営等を行います。
鎌倉市障害者支援協議会	障害福祉課	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題等を協議します。各分野ごとの専門部会では、事業所連絡会等からの課題を扱う等して協議を重ね、様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の協議結果をとりまとめ、施策への提言等を行います。
各種事業所連絡会	障害福祉課	居宅介護等同種の障害福祉サービスを提供する事業所が定期的に集まり、情報共有や課題についての協議、勉強会等を実施します。

②生活支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
在宅生活の支援	障害福祉課	生活全般にわたる相談支援により、居宅介護等のサービス利用につなげ、障害者の在宅生活を支援します。
短期入所サービスの充実	障害福祉課	自宅で介護する人の疾病やレスパイト等のために、圏域での拠点事業所配置事業での利用を含め、障害者が身近な地域で利用できる短期入所サービスの充実を図ります。
訪問入浴サービスの実施	障害福祉課	自宅で入浴することが困難な重度障害者を対象に、居室に浴槽を運んで入浴を行う訪問入浴サービスを実施します。
障害福祉サービス利用者負担の軽減	障害福祉課	障害福祉サービスのうち、施設入所支援を除くサービスに要した費用の利用者負担額の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図ります。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 指定特定、指定障害児相談支援事業所数：14カ所 委託相談支援事業所：3カ所 鎌倉市基幹相談支援センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> 複合、困難ケースの増加等による委託相談事業所における負担感の増。 サービス利用者増加に対する相談支援専門員の不足。セルフプランの増加。 	拡大・前進
民生委員の活動状況：83件 (障害者に関すること)	精神障害者の難しいケースへの対応や、病識のない家族や当事者等への対応等民生委員の介入を拒否するケースへの対応が課題である。	継続
相談員：6人 相談件数：延191件	重複障害や生活環境上の困難を抱えるケースが増加していると感じており、関係機関や民生委員児童委員との連携が求められる場面が増えている。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 総合相談支援事業 総合相談窓口、計画相談事業所の支援、関係機関連携 相談支援者育成（相談支援専門員研修会3回、事例検討会5回） 鎌倉市障害者支援協議会の企画運営 市民向け講演会実施（令和2年（2020年）2月4日（火）福祉センター） 	相談支援に関する様々な課題等に対応するための機能等の拡充が必要。	拡大・前進
委員数： 全体会委員21人 専門部会委員32人 会議開催回数： 全体会3回 就労支援部会4回 地域生活支援部会4回 精神保健福祉部会4回 こども支援部会4回	より協議を充実させるような組織、運営等の見直し。	継続
相談支援事業所連絡会 6回 居宅支援事業所連絡会 9回 児童通所支援事業所連絡会 4回（うち説明会1回）		継続

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
延べ利用人数：3061人 公費負担額：189,677千円	市内に重度訪問介護を実施する事業所がなく、市外の事業所が対応している。	継続
事業所数：6箇所 <ul style="list-style-type: none"> 市内福祉型事業所 3箇所 市内医療型事業所 2箇所 短期入所拠点事業所配置事業 1箇所 (湘南東部あんしんネット) 	医療型短期が増えたが短期入所施設が市内に全体的に少なく、緊急時に利用できる施設が少ない。	継続
対象者数：11人 決算額：5,663千円		継続
利用者負担額について、市独自の軽減を継続して実施。 決算額：307千円	国運用の報酬請求システムとの適合性や、国制度における負担軽減策がある中での見直し検討が必要。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
補装具費の支給と自己負担額の助成	障害福祉課	身体障害者の身体機能を補完または代替するために、身体障害者が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補聴器等の用具（補装具）費を給付し、自己負担額の助成を行います。
日常生活用具の給付	障害福祉課	障害児者及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、障害の特性や生活状況に合わせた日常生活用具を給付します。
障害者福祉手当（市）の支給	障害福祉課	在宅の障害児者の方に、障害程度に応じて、市の手当を支給します。
特別障害者手当（国）の支給	障害福祉課	在宅の特別重度障害者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方を対象に、国の手当を支給します。
障害児福祉手当（国）の支給	障害福祉課	在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする方を対象に、国の手当を支給します。
在宅重度障害者等手当（県）の支給	神奈川県 障害福祉課	在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や国の福祉手当を受給している方に、県の手当を支給します。
外国籍障害者等福祉給付金の支給	障害福祉課	在日外国人の障害者で、公的年金の受給要件を、制度上、満たすことができない方を対象に、福祉給付金を支給します。
障害基礎年金の受付	保険年金課 年金事務所	国民年金法の障害等級1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方からの障害基礎年金の申請を受け付けます。
特別障害給付金の受付	保険年金課	国民年金の任意加入対象期間に加入をしていなかったことで障害基礎年金等が受給できない方で、一定の条件を満たす方からの特別障害給付金の申請を受け付けます。
ファミリーサポートセンターの運営	こども相談課	育児の手助けをして欲しい方、その手伝いをしたい方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関しては、特別支援学校への送迎や放課後の預かりサービスの提供を行います。
特別児童扶養手当の支給	こども相談課	在宅で障害児（20歳未満）を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、特別児童扶養手当を支給します。
声かけふれあい収集	ごみ減量対策課	クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするとともに、ごみ出しの負担を軽減します。
有料袋（指定収集袋）の減免	ごみ減量対策課	在宅で腹膜透析を実施している方、ストーマ装具を使用している方を対象に、一定枚数の指定収集袋を無料で交付します。
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	環境保全課	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> • 補装具（者） 件数：244件 決算額：24,326千円 • 補装具（児） 件数：93件 決算額：12,104千円 		継続
<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活用具（者） 件数：3,418件 決算額：32,968千円 • 日常生活用具（児） 件数：195件 決算額：1,266千円 		継続
<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害及び知的障害支給対象者 延29,416月 決算額：58,832千円 • 精神障害支給対象者 延1,708月 決算額：3,416千円 • 決算額：合計62,248千円 		継続
件数：1,130件 決算額：30,715千円		継続
件数：526件 決算額：7,886千円		継続
対象者：150人（支給停止者数除く）		継続
対象者：1人 決算額：312千円		継続
新規申請：52件 受給権者：2,298人 （令和2年(2020年)3月末）		継続
新規申請：0件 受給権者：16人 （令和2年(2020年)3月末）		継続
特別支援学校・支援学級への送迎：204件 特別支援学校・支援学級への送迎及び帰宅後の預かり：187件 その他の支援：64件 計455件の支援を行った。	障害児の支援ができる支援会員が少ないため、いかに増員を図るかが課題となる。	継続
資格者数：180人 （受給者：139人・支給停止：41人）	手帳取得者以外への周知が課題となる。	継続
実施世帯数：522件 対象者数：624人 （うち障害者数：38人）	寝たきりの状態にある利用者や認知症状のある利用者の安否確認。介護ヘルパー等との連携を密にとっていくこと。	拡大・前進
腹膜透析実施者：29人 ストーマ装具使用者：253人		継続
実績なし。	該当する身体障害者への周知。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
水道料金、下水道使用料の減免	県鎌倉水道営業所 下水道河川課	重度の障害者等がいる世帯に対し、水道料金と下水道使用料の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免します。
地域移行の推進	障害福祉課	住宅施策等と連携しながら、地域での生活を支援する体制を推進します。
地域生活支援拠点の整備	障害福祉課	地域における障害者の生活を支えるための拠点について、面的な整備等検討し事業者と協力しながら整備をします。地域移行等の相談、グループホーム等の体験、短期入所等の緊急時受け入れ、専門性のある人材の確保、地域の体制づくり等の機能を想定しています。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
引き続き事業を実施。 下水道使用料減免 申請数： 計184件 身体障害者：160件 知的障害者： 12件 精神障害者： 9件 重複障害者： 3件		継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者：3人（地域移行支援利用実績） ・ 鎌倉市居住支援協議会（住宅課所管）への参加 	地域における生活の場の確保、生活を支援するための体制の整備等。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市障害者支援協議会における検討（全体会での意見交換、地域生活支援部会での調査、検討） ・ 圏域ネットワーク会議における検討 ・ 相談支援事業所連絡会における意見交換、事例検討等 ・ 相談支援事業所に対し緊急対応ケースについての書面調査及び訪問調査を実施 ・ 基幹相談支援センターとの協議 	障害者支援施設の増設が難しく、社会資源等に限りがある中での実施可能な機能等の検討。	拡大・前進

③日中活動支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
日中活動の支援	障害福祉課	生活介護、移動支援、日中一時支援等のサービスを充実し、日中活動の支援を行います。
地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課	障害者の日中活動を支援するため、創作的活動や生産活動等を行う機会を提供し、地域との交流等の拠点となる地域活動支援センター事業を実施します。
施設通所交通費の支給	障害福祉課	在宅の障害者が福祉施設に訓練や作業のために公共交通機関を使って通所する場合に、交通費を支給します。
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	障害福祉課	重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助成します。
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	神奈川県 障害福祉課	神奈川県・相模原市共催の障害者スポーツ大会への参加支援を行い、障害者の社会参加や交流を図ります。
障害者団体への支援	障害福祉課	障害者団体のスポーツ、レクリエーション等の活動に対して助成します。
自動車改造費の助成	障害福祉課	身体障害者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。
下肢等障害者自動車運転訓練費の助成	障害福祉課	障害の程度が1級から4級までの下肢等の障害者又は1級の上肢の障害者が、自動車運転免許証を取得するために、技能講習に要した費用の一部を助成します。
地域福祉活動による支援の推進	生活福祉課 社会福祉協議会	民生委員・児童委員及びNPO法人等が実施する地域福祉活動を支援します。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 延べ利用人数：3251人 決算額：91,099千円 ・日中一時 延べ利用人数：73人 決算額：586千円 ・移動支援のガイドラインの見直しを実施。 ・移動支援、日中一時支援の報酬を改定。 	<p>市内に日中一時支援事業所は2箇所のみとなっている。 今後は更なるサービスの充実を図る必要がある。</p>	<p>継続</p>
<p>I型（2箇所）、II型（1箇所）、III型（8箇所）において、 障害者の日中活動の場を確保した。</p>	<p>障害者の日中活動の場を確保できるよう、生産活動の機会 の提供や地域住民に対して障害への理解・啓発を行う 必要がある。</p>	<p>継続</p>
<p>延5,441人、決算額38,961千円</p>	<p>経費の増加傾向に対する制度維持のための見直し検討が 必要。</p>	<p>継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用券 支給対象者数：1,268人 決算額：18,889千円 ・自動車燃料利用券 支給対象者数：757人 決算額：12,648千円 ・福祉有償運送利用券 支給対象者数：13人 決算額：78千円 		<p>継続</p>
<p>競技エントリー、会場への送迎等支援 参加者：延56人</p>		<p>継続</p>
<p>団体へ助成 決算額：723千円</p>		<p>継続</p>
<p>件数：1件 決算額：100千円</p>		<p>継続</p>
<p>件数：0件 決算額：0円</p>		<p>継続</p>
<p>「第15回かまくらサマースクール（※）」への支援・助成： 日 時：令和元年（2019年）7月28日（日） 10:00～14:30 場 所：鎌倉市福祉センター 内 容：工作、ミニ運動会、昼食、縁日、コンサート 参加者：53人（スタッフ等含む） 助成額：30,000円 備 考：実行委員会の委員として企画段階からの参画 ※市内在住の障害児童を対象に、地域の教育関係者・福祉関係 者・ボランティア等と保護者が協働し、実行委員会形式で企 画・実施する余暇支援事業です。</p> <p>民生委員の活動状況（障害者に関すること）：83件</p>	<p>「第15回かまくらサマースクール」について、新規参 加者への呼びかけが難しかったこと。</p>	<p>継続</p>

事業名称	所管課等	事業内容
障害者スポーツの普及	スポーツ課	<p>障害者スポーツの紹介</p> <p>①ニュースポーツを紹介するイベント「スポーツ・レクリエーションフェア」等にて、パラスポーツの体験会や競技種目を説明したパネルの展示、競技用の装具の展示等を行います。</p> <p>②市立小中学校と連携し、パラスポーツ選手による実技指導や経験談を聞く等、選手とのふれあい体験を行います。</p>

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<p>①-1 「2019かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年（2019年）5月12日（日）鎌倉武道館 281人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験会。このイベントにおいて、ボッチャの実技体験を行った他、東京ガス㈱神奈川西支店の協力により、ハラスポーツの写真パネル展示や競技用車椅子の試乗体験を行った。 <p>①-2 「障害者スポーツの写真パネル展示」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年（2019年）4月26日（金）から令和元年5月6日（月）まで ・スポーツ課が作成した写真パネルを鎌倉駅地下道ギャラリーに展示した。 <p>② 「車椅子バスケットボール体験」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年（2019年）11月8日（金） 大船小学校 ・令和2年（2020年）1月17日（金） 御成小学校 ・各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験・選手の経験談を聞く等のふれあい体験会を行った。 	<p>体験会以外の場で障害者スポーツが実践できる環境を整備する必要がある。</p>	<p>継続</p>

(5) 保健・医療の推進

①健康づくりの推進

事業名称	所管課等	事業内容
障害者施設訪問歯科検診	鎌倉市歯科医師会 県鎌倉保健福祉事務所 障害福祉課	鎌倉市歯科医師会と県鎌倉保健福祉事務所で、障害者施設を訪問し、検診や歯みがき指導及び医院の紹介等を行います。
家庭訪問	市民健康課	家庭での育児、養育方法等の相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。
乳幼児健康診査・育児教室・健康相談	市民健康課	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時期に健康診査等を実施します。
障害者歯科診療	市民健康課	鎌倉市口腔保健センター（鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター1階）で、障害者歯科診療を実施します。

②医療サービスの給付

事業名称	所管課等	事業内容
自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課	精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療（更生医療）	障害福祉課	身体障害者の障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療（育成医療）	障害福祉課	障害児の身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
障害者医療費の助成	障害福祉課	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。
相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐら☆の配布	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐら☆」を配布し、精神保健福祉相談に関して支援者等の手助けとなる情報を広く周知します。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度(2020年度)事業の方向性
訪問事業所数：16施設 利用者数：218人	健康維持の上で口腔ケアが大切であることから、検診と歯磨き指導の両方を行っていく必要がある。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 母子：実人数1,947人 延人数2,043人 成人・高齢者：実人数4人、延人数8人 	<p>母子： 虐待疑い事例の増加、保護者の精神疾患、育児能力の低下、経済的不安定等</p> <p>成人・高齢者： 重複問題家庭（発達障害、精神障害、介護、経済面等）</p> <p>各家庭の状況に合わせ、関係機関と連携しながら実施していく必要がある。</p>	継続
<ul style="list-style-type: none"> 4か月児健康診査：933人（受診率97.1%） お誕生前健康診査：959人（受診率97.2%） 1歳6か月児健康診査：931人（受診率95.6%） 2歳児歯科健康診査：752人（受診率76.2%） 3歳児健康診査：1,051人（受診率93.2%） 	未受診児に対する受診勧奨等、早期からの支援に向け、フォロー体制を強化していく。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 診療日数：48日 患者数：389人 	公共交通機関からのアクセスが悪いこと、また、利用者の特性を考慮すると、駐車スペースの確保等について、より向上させる必要がある。	継続

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度(2020年度)事業の方向性
受給者：2,469人		継続
受給者：143人 決算額：80,123千円		継続
受給者：5人（継続2人、新規3人） 決算額：478千円		継続
対象者数（令和2年（2020年）3月末）：4,131人 決算額：599,364千円	対象者、決算額ともに減少傾向であったが令和元年度は決算額に関して増加している。	継続
<ul style="list-style-type: none"> 内容を更新。 ホームページへの掲載、市内医療機関等への配布や窓口等で配架、配布した。 		継続

(6) 雇用・就労支援の推進

①継続的な就労支援の推進

事業名称	所管課等	事業内容
就労移行支援の利用推進	障害福祉課	就労を希望する障害者に、一定期間、訓練等を行い、一般就労へつなげるための就労移行支援の利用を推進します。
就労支援の推進	障害福祉課	障害者の一般就労に関し、総合的な支援を行う就労支援センター機能について検討します。また、就労移行支援事業所等と連携し、就労後の定着支援を推進します。
庁内就労体験実習の推進	障害福祉課	知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携等して、市役所内の様々な業務で就労体験実習を行います。
仕事応援ガイドブックの配布	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「仕事応援ガイドブック」を配布し、就労を支援する事業所への通所を検討する際等に参考となる市内事業所の情報を広く周知します。

②多様な雇用の促進

事業名称	所管課等	事業内容
障害者雇用の推進	障害福祉課 商工課 農水課	働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者2000人の雇用を目指し、地域の事業者等に働きかけ、障害者雇用の促進します。
障害者雇用奨励金の交付	障害福祉課	知的障害者や精神障害者を雇用している中小企業の事業主及び就労継続支援A型事業所に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給し、障害者雇用の推進を図ります。
障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議	よこすか障害者就業・生活支援センター 障害福祉課	ハローワーク、労働局、市町障害福祉担当、障害福祉施設、障害者職業センター、養護学校等、障害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体制の推進を図ります。
鎌倉ふれあいショップの開催	障害福祉課	市役所本庁舎ロビーや鎌倉生涯学習センターロビーで、障害者各施設の手作りの品や食品等の販売を行い、障害者への理解と製品の販売促進を図ります。
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	各課 障害福祉課	障害者就労施設等からの市の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売上げの向上を図ります。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
延べ利用人数：498人 公費負担額：84,280千円		継続
障害者二千円雇用センター実績 ・一般就労者 23人 ・相談件数 障害者相談1909件、事業主相談507件	平成30年度（2018年度）開設から令和元年度（2019年度）まで、国の制度である就労定着支援の対象とならない障害者からの支援希望が増加している。	継続
養護学校実習0件	ワークステーションかまくらにおける養護学校の実習生の受け入れは行っているが、令和元年度（2019年）においては、実習希望が0件であった。今後も養護学校に実習受け入れについて周知するほか、養護学校以外の実習生の受け入れの検討が必要である。	継続
・内容を更新、フロー図等追加。 ・ホームページへの掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布した。		継続

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
障害者雇用状況調査に合わせた市内事業所への障害者雇用の呼びかけや、事業主や採用担当者に対する講演会、シンポジウムの開催を通じての障害者雇用事例の紹介等を行った。	障害者雇用に取り組む事業所への一層の情報提供と雇用義務非該当事業所への啓発の充実が必要である。また、農福、水福連携による就労の場の多様化の推進が必要である。	継続
一般企業：10社 （知的8人・精神7人） 決算額：2,460千円 A型事業所：8事業所 （知的16人・精神12人（精神障害者保健福祉手帳不所持 3人含む）） 決算額：1,755千円	給付対象者の減少から、給付実績が減少している。新たに障害者雇用を行った事業所が申請漏れとならないよう奨励金制度について企業・事業所への周知活動を一層強化していく必要がある。	継続
障害者雇用連絡会：1回開催 障害者就労支援連絡会：2回開催	市内就労支援事業所等と意見交換等を行う連絡会の回数を増やす等、連携体制の充実が必要である。	継続
市役所本庁舎1階で77回実施 市役所前庭で7回実施 大船駅モノレール改札口で1回実施（12団体が出店）	生涯学習センターの工事による会場の制限、コロナ感染症拡大予防のための開催回数の減少。	継続
調達実績：3,283千円	令和元年度（2019年度）の調達実績は、調達目標額の300万円を上回ったが、令和2年度（2020年度）は、コロナウイルス対策の予算を確保する必要があることから、全庁的に不急事業の予算凍結に取り組んでいるため、予算執行額も減少見込みのため、本年度目標額である300万円達成のためにも、障害福祉課だけでなく、各課への制度周知等が必要である。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
障害者就職面接会	商工課 障害福祉課	障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業と面接を行い、一人でも多くの障害者が雇用できるよう、就職面接会をハローワーク藤沢と共に鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、神奈川県との共催で行います。
障害者法定雇用率未達成事業所訪問	商工課 障害福祉課	ハローワーク藤沢の協力を得て、障害者法定雇用率未達成事業所を訪問し、一人でも多くの障害者が就職できるよう、事業所の理解を求めています。
市職員の障害者雇用の推進	職員課 障害福祉課	市役所内に障害者のワークステーションを設置し、庁内の事務作業等を行います。併せて各職場における障害者雇用を推進します。
総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点	契約検査課	総合評価競争入札の評価項目に「障害者の雇用の有無」を設け、雇用している企業に対し、加点を行います。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢・戸塚障害者合同面接会を開催した。 実施機関：藤沢公共職業安定所及び戸塚公共職業安定所 開催日時：令和元年（2019年）10月29日（火） 午後1時から午後4時まで 場所：秩父宮記念体育館3階メインアリーナ （藤沢市鶴沼東8-2） 参加者：225人 ・ 鎌倉市主催により開催 開催回数：3回 開催日：第1回：令和元年（2019年）9月27日（金） 第2回：令和元年（2019年）12月19日（木） 第3回：令和2年（2020年）2月4日（火） 場所：鎌倉市役所講堂 参加者：第1回：4人 第2回：6人 第3回：13人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの企業と求職者が参加できるよう、年間の開催回数を増やす等、開催方法の検討が必要である。 ・ 鎌倉市主催の面接会については、参加企業の業種に偏りが生じてしまうことがあるため、参加企業の募集の検討が必要である。 	<p style="text-align: center;">拡大・前進</p>
<p>ハローワーク藤沢職員と共に、市内の障害者法定雇用率未達成事業所を8社訪問し、指導した。 訪問日：令和元年（2019年）7月18日（木）～ 8月5日（月） 訪問企業数：8社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況国集計のタイムラグがあり、指導するにあたって、適切なタイミングで訪問を行うことが難しい。 ・ 障害者の雇用体制が整備できておらず、困っている事業所が多い。雇用率達成のために事業所への支援が必要。 	<p style="text-align: center;">継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークステーションかまくらにおいて8人の障害者を雇用し、庁内各課からの業務依頼により業務経験を積むことができた。 ・ 職員採用試験（障害者採用）を実施し、2人を令和2年（2020年）4月から採用した。 ・ 会計年度障害者事務補助職員採用試験を実施し、7人を令和2年（2020年）4月から採用した。 ・ 令和元年（2019年）6月1日（土）時点の法定雇用率2.55% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークステーションかまくらにおいては庁内から多様な業務依頼を集めることと、原課事務室内で行う業務を拡大していくことが必要。 ・ 採用試験を経て採用された者については配置先の体制に配慮が必要。 	<p style="text-align: center;">継続</p>
<p>実績なし</p>		<p style="text-align: center;">継続</p>

(7) 子どもへの支援の充実

①早期発見、早期療育の推進

事業名称	所管課等	事業内容
5歳児すこやか相談の実施	発達支援室	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくります。
発達相談	発達支援室	子どもの発達の心配や生活上の悩み等について、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。
発達支援システムネットワーク	発達支援室	医療、保健、福祉、教育、労働その他関係機関が相互に緊密な連携をはかり、特別な支援を必要とする子どものライフステージに応じた一貫した支援を行います。
発達支援指導	発達支援室	言語機能、運動発達、知的発達等に支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導を行います。
児童発達支援センターにおける支援の実施	発達支援室	発達につまずきのある幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣、情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者への相談支援を実施します。
サポートファイルの活用	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者と関係機関が子どもの情報を共有するツールであるサポートファイルの周知と有効活用に向けた取組を行います。
発達支援サポートシステムの推進	発達支援室	発達支援に関する理解と具体的な支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を実施するとともに、講座受講者の有効活用を図ります。
障害児通所支援事業所情報ブックの配布	障害福祉課	鎌倉市児童通所支援事業所連絡会で作成している「鎌倉市障害児通所支援事業所情報ブック」を配布し、療育を行う放課後等デイサービス等の利用を検討する際に参考となる市内事業所の情報を広く周知します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	障害福祉課	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	障害福祉課	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成します。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
市内在住の5歳児全員に実施：1,157人	在宅及び市外園利用児の対応については、更に検討が必要。	継続
新規相談：延べ422人 小児神経科相談：9人	相談内容の複雑化により、対応する職員も幅広い知識や専門性が求められており、職員の専門性の向上の取り組みが必要。	継続
新規対象ケース：0ケース 児童福祉法のサービス利用対象児は主に障害児相談支援として相談支援事業所が対応。	法内福祉サービス利用児童については、主に相談支援事業所で対応しているため、発達支援システムネットワークにおける支援対象の検討が必要。	継続
発達支援指導（実人数：233人 延べ：2,297人） ひよこグループ（実人数：39人 延べ：136人）	児童発達支援事業所が増え、利用児童が多くなった。法内事業と発達支援指導との併用は行わないことで整理したところである。	継続
実利用児数：27人 延べ：3,975人	施設の運営に関して令和3年度（2021年度）から指定管理者制度の導入を予定。	縮小・廃止・見直し
庁内配架先：障害福祉課、教育指導課、教育センター 保護者向け学習会：1回実施	保護者向け学習会を令和元年度（2019年度）に初めて実施し、サポートファイルの記入体験も行った。今後も関係機関、保護者への周知を図っていく必要がある。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター養成講座（基礎講座）通年講座：7日間 7講座（延べ：378人） ・サポーター養成講座（基礎講座）夏季集中講座：3日間 7講座（延べ：419人） ・フォローアップ講座（基礎講座前講座修了者）：1日間（87人） 	令和元年度（2019年度）は、講座受講修了者で小中学校での活動希望者を名簿登録し、モデル校として市内小中学校10校で学級支援員に準じた活動を行った。名簿登録者と活動を依頼する学校側とのマッチングについては課題があり、名簿登録内容の見直しが必要。また、幼稚園、保育園等におけるサポーターのニーズもあるため、就学前の子どもの所属先（幼稚園、保育園、認定こども園等）における活動についても導入していく必要がある。	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・内容を更新、手続きの流れ追加。 ・市民向け鎌倉市児童通所支援事業所合同説明会にて配布。 ・学校等教育関係にも関係者を通して一部配布。 		継続
件数：1件 決算額：34千円		継続
件数：1件 決算額：99千円		継続

②障害特性に応じた保育、教育の充実

事業名称	所管課等	事業内容
障害児保育の推進	保育課	障害のある子どもの状態に応じて、認定こども園、幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育っていけるよう関係機関と連携し、障害児保育を進めます。
障害児の子どもの家への受入れ	青少年課	子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受入れに伴う体制整備等、環境を整えます。
巡回相談事業	発達支援室	幼稚園、保育園、認定こども園等に専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を行います。
保育所等訪問支援	発達支援室	障害のある子どもが集団生活を営む保育園、幼稚園及び子どもの家等に専門職が訪問し、集団生活適応のための本人や職員に対する支援を行います。
特別支援保育運営費補助金の交付	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制整備の促進のため、市内の幼稚園、認定こども園、私立保育所における特別な支援を必要とする子どもの保育にかかる運営費について補助金を交付します。
特別支援教育の推進	教育指導課	障害のあるなしに関わらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。
特別支援学級の充実	教育指導課	障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程により指導を行います。小学校、中学校全校に設置します。
就学相談	教育指導課	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズを的確に把握することに努めます。また、保護者の理解と協力を得るために就学相談を行います。
学級介助員の配置及び学級支援員の派遣	教育指導課	特別支援学級及び通常学級に在籍の児童生徒の学校生活における生活支援を行います。
スクールアシスタントの配置	教育指導課	教員免許を有する非常勤嘱託員が、小学校通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、授業中の学習面での支援を行います。
特別支援教育巡回相談員	教育指導課	心理面・発達障害等の専門知識を有する相談員が、支援を必要とする児童生徒の実態把握、適切な支援についての助言、校内支援体制整備への助言を行います。
言語・難聴通級指導教室 (ことばの教室)	教育指導課	ことばやきこえに支援や特別な訓練が必要な児童を対象に、個別指導を行います。
機能訓練	教育指導課	保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童・生徒の運動機能を維持するための訓練を行います。
情緒通級指導教室	教育指導課	人間関係づくりや集団参加を苦手とする児童を対象に、社会性を身につけるため、少人数グループのソーシャルスキルトレーニングを行います。
教育相談体制の充実	教育センター	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細かな対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセラー（心理）やスクールソーシャルワーカー（福祉）の配置を進めます。

2019年度実績	2019年度に事業を実施してきた中での課題	令和2年度 (2020年度) 事業の方向性
公立保育所：5箇所 26人 民間保育所：15箇所 31人	統合保育の実施にあたり、障害児の加配配置保育士の確保が困難であること。	継続
受入施設数:6施設 受入人数:14人	障害児を受け入れるための施設整備及び障害児の対応に関して理解を深める必要がある。	継続
146回(延べ:403人)	幼稚園、保育園、認定こども園等地域における障害のある子どもの受け入れが進んでおり、巡回相談のニーズも高まっている。そのため、ニーズに応じていくための体制整備が必要。	継続
実利用児数：3人(延べ：37人)	対象施設へ事業の理解を図ることが必要。対象児童の範囲拡大に向けて体制整備も含めた検討が必要。	継続
交付園：11園 実人数：48人(延べ：421人)	支援を必要とする子どもの受け入れが進んでいることに伴い、補助金の交付人数が増加している。幼稚園等の職員の発達障害等の理解促進や支援のスキルアップ等総合的な対応が必要となっている。	継続
「鎌倉市特別支援教育推進計画」の推進。学校訪問や研修において、インクルーシブ教育理念の理解と周知を行った。	インクルーシブ教育の理念、合理的配慮の考え方、対応等についてさらに研修等を通して理解、周知を進めていく必要がある。	継続
知的、自閉症・情緒障害：小学校11校、中学校8校 肢体不自由：小学校1校、中学校1校 病弱・身体虚弱：小学校1校 難聴：小学校1校	地域の学校への就学希望者の増加、医療的ケアを必要とする児童生徒や、障害種別の多様化等により、教育的側面だけでなく、福祉的、医療的側面からの支援が必要なケースが増えており、関係機関との連携が必要。	継続
就学相談：235ケース	教育相談の多様化、教育的ニーズの多様化に対応するのが難しい状況となっている。	継続
学級介助員：40人 学級支援員：8,828時間	人的支援を増やしているが、追いつかない現状がある。通常級においても、個別の支援が必要な児童生徒が増加している。	縮小・廃止・見直し
スクールアシスタント：16人(全校に配置)	スクールアシスタントの更なる有効活用について工夫していく。	継続
特別支援教育巡回相談員(臨床心理士)2人	巡回相談の希望時期に偏りがあり、学校の希望に対応するのが難しい時期がある。	縮小・廃止・見直し
小学校3校に設置 ことばの教室：162人 きこえの教室：3人	通級希望者の増加により、通級児童数に対して、教員数、教室数が不足している状況にある。	拡大・前進
理学療法士2人 対象児童生徒数 肢体不自由学級：10人	学校教育において、個に応じた支援をしていく中で、引き続き必要性のある児童生徒について対応していく必要がある。	継続
小学校2校に設置 つどいの教室：95人	通級希望者の増加により、通級児童数に対して、教員数、教室数が不足している状況にある。	拡大・前進
・小学校16校に月1回の教育相談員を派遣した。 ・中学校9校に週1回年間245時間、スクールカウンセラーを配置(県事業)。スクールカウンセラーの勤務日のうち、月半日程度小学校に訪問し相談活動を行った。 ・市で年間72日、県で年間35日スクールソーシャルワーカーが勤務し、要請に応じて学校に派遣した。	教育相談員の学校派遣は教員・保護者等の認識が高まったこともあり、月1回の派遣ではニーズに答えられないことが多くなった。令和2年度(2020年度)からは月2回の派遣を実施し、相談者の利便性の向上を図ることとした。	継続

第4章 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に向けた成果目標を設定しています。

成果目標は、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間にかかる数値等の目標で、最終年度である令和2年度（2020年度）を目標年度としています。

令和元年度（2019年度）の数値目標及び現状については以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する人の目標値を設定しています。

《福祉施設から地域生活への移行者数》

【基本指針に定める目標値】

令和2年度（2020年度）末において、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活（グループホーム、一般住宅等）へ移行する。

ア 課題

- ・住宅を含め受け入れ先の確保及び受け入れ後の支援体制が整っていない。
- ・地域移行支援の利用促進。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害等、専門性の高い支援が必要な障害者の対応が出来るグループホームがない等。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
平成28年度（2016年度）末の施設入所者数（A）	115人	
【目標】 令和2年度（2020年度）末の地域生活移行者数（B）	11人	（A）のうち、9.6%が地域生活へ移行する

ウ 現状

項目	数値	備考
令和元年度（2019年度）末の施設入所者数	111人	

《施設入所者数の削減》

【基本指針に定める目標値】

令和2年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

ア 課題

- ・住宅を含め受け入れ先の確保及び受け入れ後の支援体制が整っていない。
- ・地域移行支援の利用促進。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害等、専門性の高い支援が必要な障害者の対応が出来るグループホームがない等。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
新たな施設入所者数（C）	8人	令和2年度（2020年度）末までに新たに施設入所が必要な利用者数見込
令和2年度（2020年度）末の施設入所者数（D）	112人	令和2年度（2020年度）末の利用者数見込（A-B+C）
【目標】 施設入所者数削減見込（E）	3人	差引減少見込数（A-D）

ウ 現状

項目	数値	備考
令和元年度（2019年度）新たな施設入所者数	2人	
令和元年度（2019年度）末の施設入所者数	111人	
令和元年度（2019年度）の地域生活移行者数	0人	死亡者や介護保険制度へ移行した者は含みません。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置が求められています。

【基本指針に定める目標値】

令和 2 年度（2020 年度）末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

ア 課題

- ・神奈川県においても設置を進めている、関係者による協議の場との協議内容や役割等の精査が必要。
- ・鎌倉市障害者支援協議会の専門部会を精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場に位置付けるための検討を行う。

イ 本市の成果目標

令和 2 年度（2020 年度）末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

ウ 現状

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向け、鎌倉市障害者支援協議会の専門部会に精神保健福祉部会を平成 30 年度（2018 年度）より設置し、精神障害者に関する地域課題を抽出、協議しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して担う体制等の整備を推進していきます。

【基本指針に定める目標値】

地域生活支援拠点等について、令和 2 年度（2020 年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

ア 課題

- ・利用者、家族を取り巻く専門職や地域住民に対しての拠点等の理解促進や課題の共有。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害等、専門性の高い支援が必要な障害者の対応が出来る地域の社会資源がない。
- ・看護師の配置等専門職の人材確保が難しい。
- ・機能を検討していく上で、障害別のニーズ把握が必要。

イ 本市の成果目標

- ・令和 2 年度（2020 年度）末までに地域生活支援のための拠点等を 1 つ整備します。

ウ 現状

鎌倉市障害者支援協議会における検討（全体会での意見交換、地域生活支援部会での調査、検討）や圏域ネットワーク会議における検討、相談支援事業所連絡会における意見交換・事例検討等を行い、本市の地域生活支援拠点に求められる機能について協議を重ねました。また、市内の相談支援事業所に対し、障害のある本人の暮らしの場所の希望に関する調査、緊急対応を必要とするリスクの高い世帯に関する調査、地域生活支援拠点の整備に向けた緊急対応に関する調査等を行い、整備に向けての課題を整理しました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労支援施設等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用して一般就労する人や、就労定着支援事業を利用した人の職場定着率について、目標値を設定しています。

《福祉施設から一般就労への移行者数》

【基本指針に定める目標値】

令和2年度（2020年度）中の一般就労への移行者数を、平成28年度（2016年度）の移行者数の1.5倍以上とする。

ア 課題

- ・利用者にあった就職先の情報を提供出来るよう、サービス提供事業所や相談支援専門員、関係機関との連携強化等。
- ・障害者の雇用体制が整備できておらず障害者雇用に困難を抱える事業所への支援。
- ・障害者雇用に取り組む事業所への一層の情報提供と雇用義務非該当事業所への啓発。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
平成28年度（2016年度）の一般就労移行者数	19人	
【目標】 令和2年度（2020年度）の一般就労への移行者数	29人	平成28年度（2016年度）の移行者数の1.5倍以上

ウ 現状

項目	数値	備考
令和元年度（2019年度）の一般就労移行者数	31人	

参考 本市の一般就労移行者実績数の推移

	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）
一般就労移行者実績数	22人	30人	31人
うち市内の就労移行支援事業所利用者一般就労移行者実績数	7人	4人	8人

《就労移行支援事業の利用者数》

【基本指針に定める目標値】

就労移行支援事業の利用者数について、令和2年度（2020年度）末における利用者数が平成28年度（2016年度）末の利用者数から2割以上増加する。

ア 課題

- ・就労移行支援事業所と各関係機関との連携強化等。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
平成28年度（2016年度）末の 就労移行支援事業の利用者数	39人	
【目標】 令和2年度（2020年度）末の 就労移行支援事業の利用者数	47人	平成28年度（2016年度）末から 2割以上増加

ウ 現状

項目	数値	備考
令和元年度（2019年度）末の 就労移行支援事業の利用者数	44人	

参考 本市の就労移行支援事業所利用者数の推移

	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）
就労移行支援事業所利用者数	37人	44人	44人

各年3月31日現在

《就労移行支援事業所ごとの就労移行率》

【基本指針に定める目標値】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

ア 課題

- 就労移行支援の利用促進。
- 事業所間で就労移行率の差が大きく、事業所毎の課題把握。

イ 本市の成果目標

項目	数値	備考
【目標】 就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

ウ 現状

項目	数値	備考
就労移行率が3割以上の事業所の割合	10割	市内就労移行支援事業所5事業所のうち1事業所が就労移行率3割以上

《就労定着支援事業所による支援開始時点から1年後の職場定着率》

【基本指針に定める目標値】

就労定着支援事業所による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

ア 本市の成果目標

項目	数値	備考
【目標】 令和2年度（2020年度）における職場定着率	8割	令和元年度（2019年度）に就労定着支援の利用を開始した者のうち、1年後に職場定着している者の割合が8割以上

イ 現状

項目	数値	備考
就労定着支援を平成30年度（2018年度）中に利用開始した者のうち、1年後も継続して職場定着している者の割合	9割	市内の就労定着支援事業所を利用した者のうち、1年後に職場定着している者の割合は10割

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

《児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築》

【基本指針に定める目標値】

令和 2 年度（2020 年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置する。

ア 課題

- 児童発達支援センターは市内にあおぞら園 1 箇所である。
- あおぞら園における児童発達支援センターとしての機能は、主に地域の障害児やその家族に対する相談支援となっており、他の児相発達支援を提供する事業所への援助・助言等については実施できていない。

イ 現状

- 障害児の相談支援や地域支援については、発達支援室として行っている。
- 児童発達支援センターとしてのあおぞら園の機能充実を図るため、指定管理者制度の導入について検討を進めた。

《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》

【基本指針に定める目標値】

令和 2 年度（2020 年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

ア 課題

- 保育所等訪問支援を実施する事業所は、あおぞら園を含めて市内 2 箇所である。
あおぞら園においては、保育所等訪問支援の専任職員はいないため、利用対象児童を限定して実施しており、対象の拡大を図るためには体制等の整備が必要である。
- この事業を効果的に実施するためには、訪問先（幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校等）の理解と協力が不可欠であり、事業の周知が必要である。

イ 現状

あおぞら園における令和元年度（2019 年度）保育所等訪問支援実施実績

- 実利用児数 3 人（内訳：幼稚園 3 人）
- 延べ児童数 37 人

《重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保》

【基本指針に定める目標値】

令和 2 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保する。

ア 課題

- 重症心身障害児を支援するための利用可能な資源が限られている。
- 医療的ケアの必要な重症心身障害児の受け入れには看護師の配置が必須であるが、報酬（給付費）に看護職員配置加算等の制度はあるものの事業者の人件費負担が大きい。

イ 現状

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はあおぞら園を含めて市内 3 箇所、放課後等デイサービス事業所は 1 箇所である。

《医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置》

【基本指針に定める目標値】

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度（2018 年度）末までに各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

ア 課題

- 医療的ケア児について、庁内の連携を図る。
- 医療的ケア児が利用可能な資源が不足している。

イ 現状

令和元年度（2019 年度）から医療的ケア児の支援については、適切で一貫した継続的な支援が行えるよう、関係機関相互の緊密な連携体制の整備を図る鎌倉市発達支援システムネットワークに位置づけた。

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 訪問系サービス

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

事業名	令和元年度（2019年度）		計画対比
	見込量	実績	
居宅介護等訪問サービス（①～⑤）	6,355 時間/月	5,475.5 時間/月	86.2%
	265 人/月	241 人/月	90.9%
① 居宅介護	4,350 時間/月	3,367.5 時間/月	77.4%
	190 人/月	176 人/月	92.6%
② 重度訪問介護	450 時間/月	1,295 時間/月	287.8%
	3 人/月	5 人/月	166.7%
③ 同行援護	1,125 時間/月	490 時間/月	43.6%
	45 人/月	33 人/月	73.3%
④ 行動援護	430 時間/月	323 時間/月	75.1%
	27 人/月	27 人/月	100.0%
⑤ 重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0.0%
	0 人/月	0 人/月	0.0%

参考 本市の訪問系サービス種類別事業者数

- 居宅介護事業所：31 箇所 ● 同行援護事業所：10 箇所
 - 行動援護事業所：3 箇所 ● 重度障害者等包括支援：0 箇所
 - 重度訪問介護事業所：30 箇所
- ※ 令和元年度（2019年度）は提供実績なし。上記の実績は、市外の事業所になります。
（令和2年（2020年）4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。）

(2) 日中活動系サービス

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

見込量 延人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数
実績 人日：1か月当たりの延べ利用日数

事業名	令和元年度（2019年度）		計画対比	
	見込量	実績		
① 生活介護	7,400 延人日/月	6,471 人日/月	87.4%	
	370 人/月	347 人/月	93.8%	
② 自立訓練	機能訓練	45 延人日/月	0 人日/月	0.0%
		3 人/月	0 人/月	0.0%
	生活訓練	300 延人日/月	214 人日/月	71.3%
		30 人/月	21 人/月	70.0%
② 就労移行支援	1,360 延人日/月	618 人日/月	45.4%	
	80 人/月	44 人/月	55.0%	
③ 就労継続支援	A型	1,140 延人日/月	636 人日/月	55.8%
		57 人/月	34 人/月	59.6%
	B型	3,975 延人日/月	3,332 人日/月	83.8%
		265 人/月	245 人/月	92.5%
④ 就労定着支援	12 人/月	22 人/月	183.3%	

事業名		令和元年度（2019年度）		計画対比
		見込量	実績	
⑤ 療養介護		19人/月	16人/月	84.2%
⑦短期入所 (ショートステイ)	福祉型	800延人日/月	600人日/月	75.0%
		120人/月	72人/月	60.0%
	医療型	60延人日/月	7人日/月	11.7%
		12人/月	2人/月	16.7%
	合計	860延人日/月	607人日/月	70.6%
		132人/月	74人/月	56.1%

参考

【サービス利用者の利用先】

平成30年度実績数（平成31年（2019年）3月の利用者実人数）の利用先を記載しています。
 なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和2年（2020年）4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●生活介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	212人（身体19人、知的193人）
市外の事業所利用者数	139人（身体25人、知的113人、精神1人）

【市内事業所（定員総数：306人）】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉薫風	50人	肢体不自由、知的
鎌倉療育医療センター小さき花の園在宅サービス 支援部	25人	肢体不自由
すてっぴ鎌倉ときわ	10人	身体、知的
鎌倉清和園	50人	知的
鎌倉由比	20人	知的
日日クラブ	26人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	40人	肢体不自由、知的
山崎薫風	20人	知的
鎌倉わかみや	30人	知的
鎌倉はまなみ	15人	知的
わんびいさん	20人	肢体不自由、知的

●自立訓練（生活訓練）

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	7人（知的0人、精神7人）
市外の事業所利用者数	14人（知的3人、精神11人）

【市内事業所（定員総数：30人）】

事業所名	定員	主たる対象
みらいの種	10人	精神
トライフル鎌倉	20人	知的、精神

●就労移行支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	11人（知的3人、精神8人）
市外の事業所利用者数	35人（知的5人、精神30人）

【市内事業所（定員総数：66人）】

事業所名	定員	主たる対象
笑ん座カフェ	6人	知的、精神
富士ソフト企画 就職予備校	20人	精神
トライフル鎌倉	20人	知的
就労サポートセンターなくすと	20人	精神

●就労継続支援

A型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	20人（知的11人、精神9人）
市外の事業所利用者数	14人（身体1人、知的5人、精神8人）

【市内事業所（定員総数：72人）】

事業所名	定員	主たる対象
ワークセンターかまくら愛の郷	12人	肢体不自由、聴覚・言語障害、知的、精神
Biz パートナー大船	18人	特定なし
ピースウェーブ	15人	聴覚・言語障害、内部障害、知的、精神
障害者雇用開発ネットワークカービー	10人	知的
ココピアワークス鎌倉	17人	精神

B型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	208人（身体6人、知的78人、精神124人）
市外の事業所利用者数	38人（身体2人、知的14人、精神22人）

【市内事業所（定員総数：330人）】

事業所名	定員	主たる対象
りっしん洞	20人	精神
鎌倉薫風	10人	肢体不自由、知的
れざみ	20人	精神
Workshop レスカル	34人	精神
笑ん座カフェ	20人	知的、精神
すてっぴ鎌倉ときわ	10人	身体、知的
ジャックと豆の木	20人	精神
就労継続支援（B型）事業所工房ひしめき	34人	知的
道工房	20人	精神
みらいの種	10人	精神
もっこす	20人	特定なし
青い麦の家	20人	精神
鎌倉はまなみ	10人	知的
アトリエそらのいろ	20人	知的
ココピアワークス鎌倉B	20人	肢体不自由、精神
らばんステップ	20人	肢体不自由、知的、精神
かまくらふれんず	10人	精神
第二レスカル	12人	精神

●就労定着支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	7人（知的2人、精神5人）
市外の事業所利用者数	15人（知的2人、精神13人）

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
就労サポートセンターねくすと	精神
富士ソフト企画 就職予備校 （令和元年（2019年）4月1日指定）	精神

●療養介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	5人（身体5人）
市外の事業所利用者数	11人（身体10人、知的1人）

【市内事業所（定員総数：72人）】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉療育医療センター小さき花の園	72人	特定なし

●短期入所（福祉型・医療型）

【サービス利用者の利用先（福祉型）】

市内の事業所利用者数	57人（身体1人、知的53人、障害児2人）
市外の事業所利用者数	24人（身体2人、知的19人、障害児2人）

【市内事業所（福祉型）（定員総数：16人）】

事業所名	定員	主たる対象者
ショートステイパイル	8人	身体、知的、障害児
鎌倉清和園	4人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	4人	身体、知的

【サービス利用者の利用先（医療型）】

市内の事業所利用者数	1人（身体1人）
市外の事業所利用者数	1人（障害児1人）

【市内事業所（医療型）（空床型）】

事業所名	定員	主たる対象者
鎌倉療育医療センター小さき花の園	空床型	知的、障害児
鈴木病院短期入所事業所	空床型	身体、知的、精神

【共生型サービスについて】

神奈川県域における介護保険サービス事業所等による共生型障害福祉サービス等事業所の指定状況

市内	県内
0事業所	13事業所

（資料）県障害サービス課

神奈川県域における障害福祉サービス等事業所による共生型介護保険サービス事業所の指定状況

市内	県内
0事業所	11事業所

（資料）介護情報サービスかながわ

令和2年（2020年）7月1日現在

(3) 居住系サービス

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

事業名	平成30年度（2018年）		計画対比
	見込量	実績	
① 自立生活援助	2人/月	0人/月	0.0%
②共同生活援助 （グループホーム）	135人/月	141人/月	104.4%
	27箇所	27箇所	100.0%
② 施設入所支援	113人/月	111人/月	98.2%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和元年度実績数（令和2年（2020年）3月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和2年（2020年）4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●共同生活援助

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	84人（身体3人、知的60人、精神21人）
市外の事業所利用者数	58人（身体3人、知的37人、精神18人）

【市内事業所（定員総数：130人）】

事業所名	定員	主たる対象
第一清和ホーム	7人	知的
第二清和ホーム	4人	知的
第三清和ホーム	4人	知的
五所神社前レジデンス	6人	精神
びびら	5人	精神
虹の子ハウス「グラッシーズ」	6人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン1」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン2」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン3」	2人	知的
かほんの丘	6人	精神
ビーンズ	6人	精神
グループホーム新星（女性用）	4人	知的
グループホーム明星（男性用）	4人	知的
グループホームエール（男性用）	6人	知的
グループホームぼらん（女性用）	4人	身体、知的、肢体不自由
グループホーム第1小袋谷（男性用）	5人	知的
グループホーム第2小袋谷（女性用）	5人	知的
グループホーム第3小袋谷（女性用）	5人	知的
グループホーム第4小袋谷（男性用）	5人	知的

事業所名	定員	主たる対象
松毬（まつぼっくり）の家（男性用）	6人	知的
木犀（もくせい）の家（女性用）	6人	知的
木蓮の家（女性用）	5人	知的
大手毬の家	7人	知的
山桜の家（男性用）	5人	知的
グループホーム・コンプリオ	4人	知的
ケアホーム ハーゼ	5人	知的、精神
グループホームオハナ	4人	知的

●施設入所支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	22人（知的22人）
市外の事業所利用者数	89人（身体18人、知的70人、精神1人）

【市内事業所（定員総数：50人）】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉清和園	50人	知的

（4）相談支援

①見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

②③見込量及び年間の実績

	令和元年度（2019年度）		計画対比
	見込量	実績	
① 計画相談支援	240人/月	221人/月	92.1%
※令和元年度（2019年度）3月の計画相談支援導入者数	—	977人	—
② 地域移行支援	4人/年	3人/年	75.0%
③ 地域定着支援	4人/年	0人/年	0.0%

参考

【サービス利用者の利用先】

平成30年度実績数（平成31年（2019年）3月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、平成30年（2018年）4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●計画相談支援

【本市の相談支援事業所名及び相談支援専門員数（相談員数は令和2年（2020年）3月時点）】

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	7人	みどりの園鎌倉	1人
キャロットサポートセンター	1人	小さき花の園	3人
鎌倉地域支援室	6人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2人
あさひ訪問看護・介護ステーション	1人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	1人
ハーモニー	6人	虹の子相談支援事業所	3人
相談支援事業所 麦の穂	2人	鎌倉市発達支援室	4人
ツクイ鎌倉（～令和2年3月末）	-		

●地域移行支援・地域相談支援

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
地域生活サポートセンター とらいむ	精神
キャロットサポートセンター	知的
鎌倉地域支援室	特定なし

3 障害児通所支援等の実施状況

(1) 障害児通所支援

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

見込量 延人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数
実績 人日：1か月当たりの延べ利用日数

事業名	令和元年度（2019年度）		計画対比
	見込量	実績	
① 児童発達支援	860 延人日/月	455 人日/月	52.9%
	78 人/月	69 人/月	88.5%
② 医療型児童発達支援	0 延人日/月	0 人日/月	0.0%
	0 人/月	0 人/月	0.0%
② 放課後等デイサービス	2,940 延人日/月	2,605 人日/月	88.6%
	245 人/月	229 人/月	93.5%
③ 保育所等訪問支援	16 延人日/月	0 人日/月	0.0%
	8 人/月	0 人/月	0.0%
④ 居宅訪問型児童発達支援	8 延人日/月	0 人日/月	0.0%
	2 人/月	0 人/月	0.0%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和元年度実績数（令和2年（2020年）3月の利用者実人数）の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和2年（2020年）4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●児童発達支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	62人
市外の事業所利用児数	17人

【市内事業所（定員総数：120人）】

事業所名	定員	事業所名	定員
学びの基地 御成教室	5人	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	30人
鎌倉発達支援室・自立の学校	10人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10人
湘南こども村 やまぶき	10人	鎌倉療育医療センター小さき花の園在宅サービス支援部	5人
鎌倉あけぼの園	10人	のびの木ゆきのした	10人
ADDS Kids 1st 鎌倉	10人	のびの木大船	10人

令和2年度（2020年度）新規

事業所名	定員
コペルプラス 大船教室 （令和2年（2020年）4月1日指定）	10人

●放課後等デイサービス

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	395 人
市外の事業所利用児数	72 人

【市内事業所（定員総数：155 人）】

事業所名	定員	事業所名	定員
放課後等デイサービス グローブ	10 人	のんびりスペース大船	10 人
れいんぼーびい	10 人	鎌倉あけぼの園	10 人
はっぴーわん	10 人	障害児活動支援センター	10 人
学びの基地 御成教室	5 人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10 人
鎌倉発達支援室・自立の学校	10 人	ぐるんぱ	10 人
eーキッズひろば大船	20 人	ミライエ鎌倉	10 人
のびの木大船	10 人	湘南こども村 やまぶき	10 人
のびの木ゆきのした	10 人		

●保育所等訪問支援

事業所名
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園
学びの基地 御成教室

(2) 障害児相談支援

見込量及び一月（各年度の3月）当たりの実績

	令和元年度（2019 年度度）		計画対比
	見込量	実績	
障害児相談支援	65 人/月	40 人/月	61.5%
※令和元年度（2019 年度）3 月の計画相談支援導入者数	—	341 人	—

参考 本市の障害児相談支援事業所名及び相談支援専門員数（相談員数は令和2年（2020年）3月時点）

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	7 人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2 人
キャロットサポートセンター	1 人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	1 人
鎌倉地域支援室	6 人	虹の子相談支援事業所	3 人
ハーモニー	6 人	鎌倉市発達支援室	4 人
みどりの園鎌倉	1 人	ADDS Kids 1st 鎌倉	1 人
鎌倉療育医療センター小さき花の園	3 人		

4 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

事業名	令和元年度（2019年度）		計画対比	
	見込量	実績		
①理解促進研修・啓発事業	実施	実施	—	
②自発的活動支援事業	実施	未実施	—	
③相談支援事業	障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	100.0%
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	—
	住宅入居等支援事業	実施	実施	—
④成年後見制度利用支援事業	2人/年	6人/年	300.0%	
⑤成年後見制度法人後見支援制度	実施	実施	—	
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	130回/年	326回/年	250.8%
	要約筆記者派遣事業	70回/年	46回/年	65.7%
	手話通訳者設置事業	0.5人/日	1人/日	200.0%
⑦日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	15件/年	3件/年	20.0%
	自立生活支援用具	20件/年	9件/年	45.0%
	在宅療養等支援用具	40件/年	27件/年	67.5%
	情報・意思疎通支援用具	35件/年	38件/年	108.6%
	排泄管理支援用具	3,000件/年	2,799件/年	93.3%
	居宅生活動作補助用具	4件/年	0件/年	0.0%
⑧手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）	70人	40人	57.1%	
⑨移動支援事業	520人	457人	87.9%	
	33,800時間/年	30,013.5時間/年	88.8%	
⑩地域活動支援センター機能強化事業	11箇所	11箇所	100.0%	
	250人	183人 （※I型を除く）	73.2%	

参考 相談支援事業 令和元年度（2019年度）年間相談支援事業実績

【委託相談支援（一般相談）を利用している障害児者等の実人数】

	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
障害者	40人	3人	115人	460人	38人	3人	12人	671人
障害児	0人	0人	17人	1人	6人	0人	1人	25人
合計	40人	3人	132人	461人	44人	3人	13人	696人

※ 障害児者の人数については、重複障害の場合、主な障害種別でカウントしています。

【支援方法（延べ件数）】

訪問	来所相談	同行	電話相談	個別支援会議	関係機関	その他	合計
525件	569件	151件	3,907件	129件	1,559件	900件	7,740件

【支援内容（延べ件数・重複あり）】

支援内容	件数
福祉サービスの利用等に関する支援	3,720件
障害や病状の理解に関する支援	3,649件
健康・医療に関する支援	2,202件
不安の解消・情緒安定に関する支援	2,691件
保育・教育に関する支援	178件
家族関係・人間関係に関する支援	2,230件
家計・経済に関する支援	660件
生活技術に関する支援	886件
就労に関する支援	875件
社会参加・余暇活動に関する支援	874件
権利擁護に関する支援	319件
その他	116件
合計	18,400件

※ 鎌倉市委託相談支援事業所（鎌倉地域支援室、キャロットサポートセンター、地域生活支援センターとらいむ）の月次報告の合計

参考 本市の地域活動支援センター事業所

事業所名		定員	契約者数	契約者数の内訳
I型	キャロットサポートセンター	※延べ利用者数：4,366人		
	地域生活サポートセンターとらいむ	※延べ利用者数：3,790人		
II型	虹の子作業所	15人	24人	知的：24人
III型	NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援センター	10人	20人	身体：10人 知的：2人 精神：7人 その他：1人
	特定非営利活動法人ひがし 鎌倉市地域活動支援センター	12人	16人	身体：6人 知的：1人 精神：7人 その他：2人
	特定非営利活動法人よあけ	10人	22人	身体：12人 知的：3人 精神：4人 その他：3人
	地域活動支援センターひかり	10人	12人	身体：10人 知的：1人 精神：1人
	地域活動支援センター「ぶどうの木」	13人	13人	身体：1人 知的：11人 精神：1人
	地域活動支援センターⅢ型 サンタ・ハウス	10人	11人	知的：7人、精神：2人 その他：2人
	地域活動支援センター麦の穂	10人	17人	精神：17人
倶楽部「道」	10人	46人	身体：1人 知的：2人 精神：42人、その他：1人	

<地域活動支援センターについて>

I型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進をはかるための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

III型：地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業所。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設されることもある。

(2) その他実施する事業（市任意事業）

事業名	令和元年度（2019年度）		計画対比	
	見込量	実績		
①訪問入浴サービス事業	400回/年	400回/年	100.0%	
③ 日中一時支援事業	200回/年	73回/年	36.5%	
③巡回支援専門員整備	140回/年	146回/年	110.7%	
④点字・声の広報等発行	45回/年	42回/年	93.3%	
⑤障害者虐待 防止対策支援	緊急一時保護の 体制整備	10日/年	22日/年	220.0%
	専門性の強化のための 職員配置	1人（専門職）	1人	100.0%

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況等を把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内においては関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況についての確認等を行い、分析、評価、計画の見直し等の検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民等で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直し等の検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCA サイクル

計画を見直す際の手法は、PDCA サイクルの考え方を使います。

(1) 計画 (Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2) 実行 (Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3) 評価 (Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4) 改善 (Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

3 鎌倉市障害者支援協議会

「鎌倉市障害者支援協議会」は平成 19 年度（2007 年度）に立ち上げられ、目的や趣旨をわかりやすくするために、平成 28 年度（2016 年度）に「鎌倉市自立支援協議会」から「鎌倉市障害者支援協議会」に名称を変更しました。

「鎌倉市障害者支援協議会」は、地域の福祉、雇用、教育、医療等の分野、障害当事者等の委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るためさまざまな取組を行っています。協議会は、こども支援部会等テーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映するべき内容については、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言をするという役割を担っています。

令和元年度(2019年度) 鎌倉市障害者支援協議会 組織図

～ 鎌倉市障害者基本計画の将来目標 ～

障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

鎌倉市障害者支援協議会

「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する」

鎌倉市障害者支援協議会 全体

令和元年度(2019年度) 年3回開

【所掌事項】

- ① 地域の課題の確認と情報の共有に関すること。
- ② 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。
- ③ 協議会の運営内容についての解決に向けた協議に関すること。
- ④ 専門部会の設置に関すること。
- ⑤ その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。

【構成委員】

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 福祉に関係を有する団体の関係者
- (3) 教育・就労に関係を有する団体の関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 障害者等及びその家族
- (7) その他、市長が必要と認める者。

【協議事項】

- ① 就労支援に関すること、② 地域生活支援に関すること、③ 精神保健福祉に関すること、④ こども支援に関すること。
- ⑤ その他、全体会において協議、検討が必要とする事項

【その他、全体会の役割】

- ① 必要に応じて専門部会から報告された事項について、関係機関等に意見を提出する。
- ② その他、会議における協議を踏まえ、必要に応じて、市長及び関係機関等に対し意見を提出する。

鎌倉市障害者支援協議会 専門部会

令和元年度(2019年度) 各専門部会 随時開催

【協議事項】

障害福祉事業や障害福祉サービスについて、実務上や実態上の問題や対応策について協議を行う。専門部会は、自主的、主体的に、かつ柔軟性をもって運営することから、取り上げるテーマについては、原則として、専門部会や作業部会を通じて把握した課題を整理し、設定する。相談支援・権利擁護に関する課題については、各部会で個別案件などに応じて適宜取り扱うものとする。

【構成委員】

専門部会の委員は、随時、専門部会で選出し、決定する。また、部会での協議により、適宜、作業部会や研修会等を開催することができる。

就労支援部会

就労支援に関すること、を
検討・協議する部会

必要に応じて作業部
会・研修会等

地域生活支援部会

地域生活支援、権利擁護の
啓発等に関すること、を
検討・協議する部会

必要に応じて作業部
会・研修会等

精神保健福祉部会

精神保健福祉に関すること、
を検討・協議する部会(障害
福祉計画上の協議会を想定)

必要に応じて作業部
会・研修会等

こども支援部会

こども支援に関すること、
を検討・協議する部会

必要に応じて作業部
会・研修会等

鎌倉市障害者支援協議会 運営会

令和元年度(2019年度) 随時開

【所掌事項】

- ① 協議会の運営に関すること。
- ② 全体会において協議する課題等に関すること。
- ③ 全体会が設置することした専門部会に関すること。
- ④ その他必要な事項

【構成委員】

- (1) 鎌倉市障害福祉課長
- (2) 鎌倉市が業務委託する相談支援事業者
- (3) 全体会長・副会長・専門部会長
- * 必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- * 座長及び副座長各1人を置く。

【役割】

- ① 全体会開催前の打ち合わせ
- ② 情報や課題の共有と交通整理
- ③ 各部会の進捗管理
- ④ 市の予算編成を見据えた協議会のスケジュール管理
- ⑤ 今後の協議会のあり方についての協議

鎌倉市障害者支援協議会 事務局

【構成】

- (1) 事務局を鎌倉市健康福祉部障害福祉課に置く。
- (2) 事務局機能の一部を社会福祉法人(基幹相談支援センター)等に委託することができる。

【役割】

- (1) 協議会全体や各会議の円滑な運営、進行のサポート。
- (2) 対外的な窓口。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

令和元年度（2019年度）
鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第3期鎌倉市障害者基本計画
（平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））
第5期鎌倉市障害福祉サービス計画
（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））

令和2年（2020年）11月

発行：鎌倉市
編集：健康福祉部 障害福祉課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467（23）3000